



の法律が実施されてから、四十四年の三月三十一日までそれぞれ市町村で、準備の整いつたところで行なうていくということがいいのではないかと、さういふに考えたわけでございます。

それから、さらには、もう一つ、昨年選挙人名簿を永久選挙人名簿に切りかえた際に、昨年の六月二十日現在をもちまして、全国一斉に実態調査をいたしました。その際に、実は選挙管理委員会だけでなくて、市町村長との間で共同調査ということで、いたしておるのでございます。それは、実は、この住民台帳法の実施の前提としての準備としての意味を兼ねまして、そういう調査をいたしたわけでありまして、そういう意味であれこれ考えまして、今回は一斉調査ということが必ずしも実態にそぐわない面もございますので、昨年の実態調査の結果と、それから個々の市町村における窓口事務の改善というようなものを通じて、そして、そして逐次住民台帳の精度をあげてまいりたい、こういうふうに考えておるのでございます。

○折小野委員 新しい制度が有効に活用されるというためには、その発足に際しまして、十分検討をする、また十分実態に即した調査をやっていくということが非常に大切なこととてございまして、同時に、その後毎年毎年実態調査をやりますので、そして常に実態に即した基本台帳というものでなければ、十分な活用ができない。従来の住民登録制度が、制度上にいろいろな問題がありまして同時に、また実態問題として、ただいま法務省の意見として五％ということでございますが、確かに常住人口等の数字からいいますと、五％程度の誤差にとどまっておるかと思ひます。しかし、その利用し得る実態からいいますと、もっと大きな誤差が出てきておると私は判断をいたしております。それをできるだけ実態に即したものにするためには、やはり毎年毎年十分調査をやっていくことが特に必要なことだといふふうに考えておるわけでございます。そういう面については、自治省としてはどういふ面にお考えに

なっておりますか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○長野政府委員 この住民台帳の正確性を期すために、実態調査を毎年やることは確かに必要でございます。ただ現実の状況と両方考えまして、この法律の三十四条におきましては、定期に調査するといふことの規定を入れております。私も多少としては、できれば毎年毎年やっていきたいという感じでおるわけでございますけれども、ただ同じ市町村におきましては、人口の移動の激しくない地域におきましては、毎年毎年調査するまでもない場合もあるわけでございます。また、逆に人口の多いところにおきましては、それこそ毎年実態調査をする必要はあるのでございますが、現実には毎年実態調査をすることが実施の上でいろいろと逆に困難になるということもございまして、画一的に毎年行なうということも規定いたさなかつたのでございます。

と同時に、むしろ住民台帳法におきましては、今回の台帳法は、住民の権利義務に関する住民の地位を明らかにするといふ住民に関する記録を整備するといふこととてございまして、この法律が実施されて軌道に乗りますれば、むしろ住民の協力を待つて正確性が従来の住民登録よりもかえって担保できるのではないかと、いふこともあつてございまして、したがって、市町村の実態に即して定期調査といふことに法律ではとどめまして、実態に即してその定期をきめていただいて調査をする、こういうことにしたらどうかとて考えたのでございます。

○折小野委員 現在わが国の制度といたしまして、統計法上十年に一回、そしてまた臨時を加えて、現実には大体五年に一回の国勢調査が行なわれております。従来、常住人口の調査あたりにおきましては、五年間にだいたいそのズレができて、それを国勢調査でいゆる調整をするといふような形で進んでまいりました。これはただ単に人口だけでなくて、その内容にも関係すると思ひますが、今後、住民基本台帳の精度を

より確保するために、五年に一回行なわれまふこの国勢調査との関連、あるいはもっと端的に言いますならば、国勢調査を十分活用して、住民基本台帳の整備を保障する、こういうような点について自治省としてお考えになっておりますかどうか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○長野政府委員 お話しのうちに、私もできませんだけ国勢調査等の時期におきまして、住民基本台帳の精度を上げましたための調査をあわせて行なうことはぜひともいたしたいと考えておりますが、ただ国勢調査に要求されるものは、主として統計上のいろいろな必要からの問題が起きますのと、それから住民基本台帳におきましては、住民の地位、住民の居住関係の公証といふことで共通部分もたくさんございまして、そういう意味で、資料のとり方、資料のスピードとか点検とかいふ点で対象が必ずしも一致しない場合もございまして、その辺の調整の必要はございまして、それだけでも、できるだけそういう際に精度を上げるために併用した形のものでございまして望ましいと思ひます。この点については統計局その他とも十分連絡して、そういうことをぜひはかつてまいりたいと思ひます。

○折小野委員 住民基本台帳の当面の趣旨からいまして、やはりこれは市町村における事務の簡素化、それから住民の便宜、こういう面が当面一つの大きな目標になっております。そういうような点からいいますと、今回住民基本台帳制度で取り上げられましたものは、いろいろなあるわけでございますが、もっと進んで戸籍、こままで統合したらどうかといふようなこともございまして、それからまたそれぞれの市町村によつてこれは一様ではないかと思ひますが、手数料の関係であるとか、あるいは地方税の住民税の関係であるとかあるいは教育関係とか、そういうようないろいろな面が考慮されるわけでございますが、そういうような問題につきましては、自治省といたしまして、今回の基本台帳制度をつくるにあつてどういふふうに御検討になつておるのか

をお伺いしたいと思ひます。

○長野政府委員 まず第一にこの法律と戸籍との関係でございますが、この法律と戸籍とは、いわゆる戸籍の附票という形で結びつけをはかつております。わが国の戸籍制度は、いわゆる本籍地において整備されるわけでございます。その目的は、主として日本国民の身分に関する記録といふことに相なるわけでございます。住民基本台帳は、住民の居住関係の公証といふことでございまして、戸籍と住民台帳とがびたつと一致いたしません。正確性を維持いたしますために、戸籍との関係において附票といふことでつなぐことにいたしております。

なお、この届け出等につきましては、戸籍の届け出で済みますものは、住民基本台帳におきまして、その届け出は省略しております。それから手数料の関係でございますが、手数料につきましては、閲覧とか写しを求めます場合には、現在の住民登録法でも手数料は徴収することができるようになっておりますが、解釈上住民台帳も同じように手数料は条例で定めれば徴収ができるようになっております。

それから学校につきましての学齢簿の関係でございますが、学校の学齢簿関係は、実は学校教育法の施行令でそういう規定がございまして、したがって、個々の法律の上で直接合わせることはいたしておりませんけれども、この住民基本台帳法が実施されました場合には、学齢簿の関係は住民台帳に基づいてつくるといふことに結びつきをはかることに文部省とも話をいたしてあります。それから税につきましては、この附則にも改正規定を入れておりますように、市町村民税、府県民税につきましては、原則として住民基本台帳に載つておりますものについて税を課する、こういうことに結びつけをはかることにいたしてあります。

○折小野委員 せっかくできる制度でございますので、できるだけ十分に活用されることが望ましいといふふうに私も考えております。ただ、そ

ういうふうな立場におきまして今度の法案を見てまいりますと、選挙人名簿の場合におきましては、住民基本台帳に登録されているものを登録する、すなわち住民基本台帳が基礎になる、こういうふうな立場で考えられておるのに対しまして、住民税の場合におきましては、たとえ住民基本台帳に登録されていなくとも課税される。記載されておるものとみなして課税する、こういうふうな考え方があるわけでございます。私どもは、せっかくこういう制度ができてまいりました場合におきましては、やはり住民の住所あるいはいろいろなものの公示、こういう面の関係は住民基本台帳を中心にしてやっていくために大切なことではないか、こういうふうに考えます。したがって、住民税の場合におきまして、そのような事例がございますならば、これを台帳に記載されておるものとみなして課税することによりは、むしろ住民基本台帳のほうを基礎に即して正して、そしてあくまでも台帳を基礎にして課税する、こういう体制をとっていくべきにならうかというふうに考えるのでございますが、御意見を伺いたいと思います。

○長野政府委員 御趣旨は私も全くそのとおりと考えておるのでございますが、事が課税の問題でございますので、たとえばいづれの住民台帳にも載っていない者は課税を免れてもよろしいのだというようなことは、これはちょっと不都合なことにもなるわけでございます。また同時に、住民税におきましては、一月一日現在で課税をするということになるわけでございます。そういう場合に、そういう捕捉については三月なり四月なりに捕捉をいたすわけでございます。そういったしますと、その人は一月一日では住民台帳に載っていない。しかし一月十日ごろには載ったとかりにいたしますと、そういうものを居住関係としては明らかにその市町村に一月一日現在おったということがわかりました。それを一月一日に前に返して住民台帳を直すということは、時の関係からして不都合でございます。そういう場合は、やはり一月一日に載っていたものとみなして課税をするということを考えるを得ないのじゃないだろうか、いろいろ議論はございましたけれども、結局そういうことにいたしました。

同時に、そうしておきますならば、あまり予想したくないことではございますが、かりにもせよ住民基本台帳に載っていない住民がいました場合に、それを捕捉するという場合でもそれは可能になるではないか。しかしながらそういう場合には、そのものを捕捉されておるものとみなして、これは税法に書くのでございますから、そう書いておきますけれども、それによりまして直ちに住民基本台帳として台帳に登録してしまふ。申し立てまたは職権に基づきまして登録をするというところで、台帳そのものに登録することはいいたすわけでございますが、税法上はみなしてということばを使わざるを得ないというふうなことで、そういう事情から、そういう規定にいたしましたのでございます。

○折小野委員 従来いろいろな制度がございましたが、結局それらの制度が住民の把握というふうな面について複雑な形をとってくる、こういうようなことによりまして今回のような住民基本台帳というふうなものに対する要望が現実が高まってきたわけなんです。したがって、その原因というものは、やはり国の行政管理、これがいわゆる縦割り制度になつていて、そういうところに一番大きな原因があったわけでございます。したがって、今回こういう面が、住民基本台帳という形において統合されたということになるわけでございます。しかしながら、国におきましては、あくまでもおそろしく今後も縦割りの行政管理制度というものも維持されていくであろう、こういうふうな考えです。したがって、今後徐々に出てまいります制度が、やはり従来のように縦割りの行政管理を貫くというふうな形になってまいりまして、それが現実の問題とてうまく調整されないとい

うことになりますれば、また再び、せっかく基本台帳制度というものはできましたが、そのほかにまたいろいろな制度が重なってくる、できてくる、統合されなくなってくるというふうなことになる。なつてくることを私も心配いたすわけでございます。したがって、市町村の行政の実態あるいは住民の立場というものを考えていただきまして、国の中におきましては、やはり自治省が中心になつてそういう面の調整を常に行なっていたかたければ能率的な行政というものができていくかない、こういうふうに考えます。こういう面についての自治大臣の御所信を承りたいと存じます。

○藤枝國務大臣 まさに御指摘のとおりでございます。まして、せっかくこの制度ができましたも、おそらく将来といえどもお話しのように国の行政というものは縦割りの行政が多くなるだろうと思えます。その関係でこの制度の趣旨が没却されるようになつてはならないのでございまして、御承知のように第二条におきましても国及び都道府県はその行政をやる上においてこの制度をくずすようなことをしてはならないということをきめておるわけでございます。この第二条の有効な適用によりまして御心配のようなことのないようにつとめてまいりたいと思ひます。

○折小野委員 住民の基本台帳制度に関連をいたしまして、将来住民手帳あるいは国民手帳、こういう構想というものがございまして、今回のこの制度を確立されるにつぎましても、自治省といたしましてもこういう面についていろいろ御検討になつたことであらうと思ひますが、将来の住民手帳あるいは国民手帳制度、こういうものに対する考え方をこの際承つておきたいと思ひます。

○藤枝國務大臣 この法律をつくる過程におきましても、そういう住民手帳とか国民手帳というものを設けたらどうかというふうな意見がいろいろございまして、あつたのでございまして、まあこういう制度の発足のときでもございまして、そのことがはたしてどういう国民に反響を及ぼすかというふうなことも考えまして、今回はその制度をとら

なかつたのでございますが、将来の問題としてはやはりそういうことを考えていく時期が来るのではないかと、こういうことを考えまして、今後も検討を続けてまいりたいと思つております。

○折小野委員 今回のこの制度につきましましてはいろいろな問題はあつたとしても、現地からの非常に強い期待に基づいてできた制度であるというふうなことも考えております。したがって、今後さらにこの制度の運用にあたりましたは実効を期していかなければならない、そうしなければ、結局再び住民登録制度の轍を踏むというふうなことになるまいと思ひます。そういうことにならないように、特に今回は住民基本台帳ということでございまして、これは結局は国民基本台帳ということでございますので、自治省を中心にして政府におかれども、今後その実効を期していくために十分な配慮をお願いしたいという要望を添えまして、私の質問をこれで終わらしていただきます。

○龜山委員長 次は、華山親義君。

○華山委員 参議院先議で、こちらに回りましたのでございますが、参議院におきまして附帯決議が付せられたと聞いておりますけれども、どういふ内容の附帯決議がございましたか。事務当局でよろしゅうございましてから……。

○長野政府委員 附帯決議は、

政府は、本法の実施について、特に次の諸点に留意すべきである。

一、住民基本台帳の備付けに要する経費については、十分な財源措置を講ずること。

二、住民基本台帳に関する事務の管理態勢が十分整備されるよう指導すること。

三、地方自治の本旨を尊重し、かつ、住民基本台帳制度の本来の趣旨にのっとり、この制度の適正な運用を期すること。

こういうことでございます。

○華山委員 一項二項はわかりませんが、第三項はどういう趣旨でありましょう。またそういうものが附帯決議されたのはどういふところの問題があつてそういう決議がなされたのですか。

○長野政府委員 住民基本台帳は、住民の居住関係の公証に基づきまして、主として市町村の行政事務処理の上で非常に役立たせようという意図で考へておるわけでございます。そういう意味で、地方自治の目的実現ということ、地方住民の権利義務その他住民としての地位を正確に記録するということが不可分の関係であるというものを第一に考へるべきであつて、この制度の中にも、国に対する資料提供、その他ありますけれども、そのうちのほうが本體にならないようにしろ、むしろそういう御趣旨ではないだらうかと思ひます。

○華山委員 その趣旨がわからぬ、ではないだらうかというところで推察しますというふうなことで、尊重しますとおっしゃつたつて、これは筋が通らない。それだけのことを附帯決議としてそれをつけられるということは、何らか審議の過程において、あるいは理事会等におけるところにもあつたかと思ひますけれども、どういふことが心配されるからというのでそういうことができたのか、御答弁願へませんか。

○長野政府委員 国、あるいは国の機関が、国家目的とかそういうもののためにのみ利用して、行き過ぎのないようにしろということでございますが、その内容の中心になりますものは、たとえばよく世間にいわれておりますところの自衛隊の適格者名簿とか、そういうものに悪用、乱用されることのないようにしろ、こういう御趣旨が中心になつておるんじゃないかと考へます。

○華山委員 三十六条は、「国の行政機関又は都道府県知事は、それぞれの所掌事務について必要があるときは、市町村長に対し、」云々と書いてありますが、住民票の記載事項に関して報告を求めることができる。これは何か統計的資料でございませうか、どういふものでしょう。

○長野政府委員 三十六条には、住民基本台帳に記載されておる事項に関して資料の提供を求めることができる。三十七条には法律の目的を達成するため必要があるときは報告を求めることができる。この二通りの考へがございませう。三十六条

のほうは、住民基本台帳に記載されておる事項、つまり住民票に載つております事項について資料の提供を求めるということでございます。いまお話がございましたたとえば常住人口、この住民基本台帳に基づきますところの現在人口の報告を求めるというふうなことが、この三十六条の中からは出てくるわけではございません。三十七条のほうは、法の執行のために必要な報告でございませうので、むしろ事務処理手続でありますとか、事務処理組織とか、態勢とか、調査の方法とか、把握のしかたとか、記載方法とか、様式というふうなものを含めまして、したがひまして、住民票に記載されている事項以外のことにつきましても主管官庁として主務大臣は報告を求める、こういうことになつてゐると思ひます。

○華山委員 いまお話になりましたが、自衛官の募集につきまして台帳を使つてゐる事実がございませうけれども、これは許されることれば第何条によつて行なわれるのでございませうか。

○藤枝國務大臣 自衛隊法の九十七条で「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行う。」機関委任をされるわけです。これに基づいて自衛隊法施行令で募集についての宣伝等の業務を市町村長等が行なうようになっておつたと、私の記憶に誤りがなければそうだと思いますが、それに従つてやる適格者名簿というふうなものを、その募集の宣伝の用に供するためにつくつておるというふうには私は解釈をいたしておるわけではございません。この住民基本台帳法そのものからは出てきていないわけではございません。

○華山委員 住民基本台帳によつて適格者名簿をつくつてゐるという場合は、防衛庁はどの条文によつてやるのでしょうか。

○長野政府委員 現在つくつてゐるといふしますと、住民登録法によつたと思ひますけれども、結局それは住民基本台帳法と同じでございますが、住民基本台帳の閲覧、写しの交付というものは何びとでもできるわけではございません。したがつて、

国の機関であらうとあるまいと、民間の人でも閲覧なり写しの交付の請求ができる、見ることはできる、何びとにも見ることができるといふことは、見て写すこともできるわけではございません。そういう意味で、住民基本台帳あるいは住民票に記載されております事項は秘密でも何でもない、あらゆる人が利用できるといふことにしてゐるわけであつて、それによりまして住民の正確な記録が一そう正確にもなりまして、また同時に、住民に関するいろいろな行政上の仕事も、それから私の営業の関係の仕事、あるいは身分関係についての照会、いろいろなもの、便宜の役に立てようといつておられますのがこの住民基本台帳でございませうので、何びとも利用ができるわけではあります。

それと、先ほど申し上げました三十六条の「資料の提供」といふのでございませうが、そういう資料の提供といふものは、むしろ国の機関のほうへ持つていくわけではございませんから、ややさういふものと一緒になつて申すと語弊がございませうが、たゞまえがそもそもさういふことで、だれでも利用できるものでございませうから、それに基つて名簿をつくりまして、さうして国のほうに持つていく、あるいはまた住民のほうにも知らせるといふことをいたしておるのではないだらうかと思ひます。

○華山委員 何びともこれを用いることができるというのをきめた理由は、どういふことからできるか。

○長野政府委員 これは先ほど申し上げましたように、現在の戸籍におきましても、だれでも戸籍の謄抄本を得ることができわけでありませう。そういう意味で住民の居住関係の公正な記録でございませうので、それが必要な人、公法上の問題であらうが私法上の問題であらうが、私的な場合でありませうが、少なくとも住民票に記載されておるものについてはみな利用ができる、その利用することがお互いの住民の利便に役立つこととございませうし、また同時にそのことが住民台帳の正確性を増すゆへんでもある、こういう両

方から考へましてこういうことになつておるわけではございません。

○華山委員 犯罪の捜査その他いろいろ本人の問題があると思ひますけれども、これはさういふふうなこと全部にこれを使つてもいいわけですね。

○長野政府委員 もちろん犯罪の捜査でも、この人間がその住民だと言つておるが、ほんとうにどうかという照会があります場合に、住民票によつてそれを調べる、これは可能でございませう。ただ、いわゆる選挙人名簿をつくり出す場合のいわゆる犯罪人名簿といふのがございませう、これは住民台帳と全く関係ございませう。これは特殊な選挙の資格条件を調べますためにつくつておる特殊な名簿でございませう、この名簿はむしろだれにも見せてはならぬ、個人の人權の問題もございませうので、さういふ扱いになつておりますが、これはこの名簿と全く関係ございませう。

○華山委員 われわれの若いときに行なわれた警察の戸口調査は現在行なわれておらない。今度の法律によりまして、実態を調べて、そしてその実態を調べる途中において知り得た秘密をよそへ漏らしてはいけないといふふうにしてすべての人をさういふことにはしていられるわけではございませうけれども、これは警察のほうももの戸口調査、さういふふうなものにも変わるのか、警察がそれを全部写せば戸口調査になる、さういふ性格のものであつて、これは憲法十三條の趣旨からいつても、これを無制限に認めるものにつきましては疑問を持たざるを得ませう。憲法第十三條は申すまでもなく、「すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の權利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。」さう書いてあるわけではあります。それでさういふことではないにしても、この今度の法律につきましてこれを調査する途中において知り得たる事項はよそに漏らしてはいけないといふことまで書いてあるんだから、私は個人の秘密、さういふもの



ういうものになってまいりますと、これは各省所管によりましてその範囲内と考えられますものについて行ないますものに、自治省が一々チェックをするというようなことはないとしておりません。そういう意味で、自治省はそういう具体的内容を知らないじゃないかという御指摘でございますが、そういうものについての御指摘とすれば、まさにそのとおりでございます。私もそれに応接のいともが実はないわけでございす。ただ、いま申されました〇〇市町村自衛官募集事務処理要領というようなのは、伺いますと、これは防衛庁がつくったというより、どこかの中部の何とか総監というようなのがつくったとかいうようなことでもございまして、私どもの連絡も十分でなかったきらいもあるかもしれませんが、そういう意味で、なかなか〇〇市町村自衛官募集事務処理要領というものは手に入らなかったという事情もございすので、あわせて申し上げておきます。

〇華山委員 手に入らないことがおかしいのですよ。私はちゃんと手に入った。しかもこれを聞いてみたって、あなたの言うとおりの地方の総監部で出したのだという。しかし、同じようなものは、ほかの各県で出ている。しかもそれは防衛庁に聞くという、私のほうで出したものじゃありませんと。それから、どういうことであるのか、これを私は推察してみるのは、総監部でみんなを会議のときに集めて配付した書類なんですね。特別の名前をつけていない。責任者の通牒ではない。しかも、そういうふうなところで出て、私が滋賀県の地方連絡部に参りましてその通牒を見せてもらいたいと言ったら、私のところは全然そういうことは知りません、こう言う。全く何かこう、黒い霧じゃありませんけれども、きょうみたいなのやの中で行なわれているのです。それが責任者のものや何やら、さっぱりわからぬ。そういうところには私は自衛隊のほんとうの意図があるのじゃないかというふうな気持ちをするわけです。それから実に私は疑問の点が多い。一つ伺いま

すが、この中では婦人会とか消防団とか、そういうものに協力を求めると書いてあるけれども、市町村長というふうなものは、婦人団体とか連絡会だとか、そういうものに国家事務についての協力を求められるのですか。

〇長野政府委員 国や地方団体が行政をいたす上で、民主的あるいは公共的な団体、地域団体等に協力を求める、これは自由なわけでございます。したがって、求めるほうも自由であれば、応ずるほうも自由、求めたからといって、それで必ず義務が生ずるわけではございません。私はそのような関係であらうと思ひます。

〇華山委員 しかし、何も特別な関係が、部落会とか婦人会とか消防団とか、消防団につきましては、消防のことがあるでしょうけれども、何もそういう面についての行政的な関連がないものじゃございせんか。

〇藤枝国務大臣 先ほど申しましたように、自衛隊法施行令の、条文を忘れましたが、要するに募集事務のうち広報宣伝について、市町村が機関委任をされておる、その委任をされた事務の範囲内において、広報宣伝という意味におきまして、婦人会とかあるいは地域団体等と呼びかける、事実上呼びかけるということはある得ると思うわけでございます。私は、根本的に申し上げまして、参議院の附帯決議の第三項にもありますように、そうした問題が、もちろん法律によつて委任をされておるのでございすから、やることはいいのでございす。現在でも同様でございますが、それが市町村の住民に対する行政事務等に支障があるようなことがあつてはならないと思ひわけでございます。先ほど聞及その他、住民票の写しの交付というようなものもございしましたが、この条文にもありますように、執務に支障がある場合、その他正当な理由がある場合は、これを拒むことができるわけでございます。私はあくまで、現在の制度におきまして、あるいは自衛隊の募集の広報、宣伝業務にいたしまして、市町村長等が、その市町村住民に対する行政を行なう

のに支障があるようなことがあつてはならないという点におきまして、私どもは常にそういうものを市町村の立場に立つて見ていかなければならぬと思ひております。

〇華山委員 この問題は、社会党が言っているばかりじゃない。京都大学の杉村教授も言っている。徴兵につながるものじゃないかと。これは是非の問題は別として、あらゆる新聞に書かれたことなんです。それを多くの人知って、そして住民登録台帳がそういうことに使われるということがあったならば、これに登録しない、そういう者が出てくるおそれがあるんじゃないだろうか。したがって、本来の住民の利益のために台帳をつくるということが、自衛隊でも何でもかつてに便つてもいいんだということになったならば、台帳本来の目的、住民の幸福のためにする目的がそこなわれはしませんか。

〇藤枝国務大臣 そういふことでございす。で、現在でもそうでございすけれども、こういう住民台帳的なものが、あくまで市町村の住民に対する行政事務を中心にして用いられなければならぬ。しかし一面において、法律で機関委任をされておりますから、その住民行政に支障のない限りにおきまして、そういうものに協力するということはある得ることだというふうには私は考えています。それが中心になるようなことがあつてはならない、これはあくまで堅持をいたしたいと考えております。

〇華山委員 同じことを言われるようでございすけれども、私は大いに支障があると思ひます。自衛隊が使うというは大いに支障があると思ひます。あふなくて登録できないというふうな——私から言うのはおかしいのですけれども、あるいは若い人たちは、あなた方から言うなら、間違つて考えるかもしれない。そういう意味におきまして、自衛隊等を使うことは非常にあふないものではなからうか。台帳の正確を期する意味からも、考えなくちゃならない問題だと思ひます。

〇華山委員 同じことを言われるようでございすけれども、私は大いに支障があると思ひます。自衛隊が使うというは大いに支障があると思ひます。あふなくて登録できないというふうな——私から言うのはおかしいのですけれども、あるいは若い人たちは、あなた方から言うなら、間違つて考えるかもしれない。そういう意味におきまして、自衛隊等を使うことは非常にあふないものではなからうか。台帳の正確を期する意味からも、考えなくちゃならない問題だと思ひます。

それから広報宣伝というのをよく言われますが、広報宣伝とはどういうことなんです。自衛隊にお入りなさい、お入りなさいと自衛隊に行くところのいろいろなものを出す、そういうところのものが広報宣伝。自衛隊法施行令には、ずっといろいろ手続のことが書いてある。書いてあつて、一番あとに「広報宣伝を行うものとする」。広報宣伝というきわめてばく然たるものをつかまえて、通牒が何でも出てくる。これは私は法の乱用だと思ひます。広報宣伝というのは、お入りなさい、お入りなさいと、映画を見せたりそういうことではない。ところがたいへんなことをいろいろ命じているわけ。広報宣伝の範囲を乱用しておる。そういうものに台帳が使われる。こういうおそれがあるわけ。きょうは自衛隊の方にお見え願ひたいと思つたのですが、お見えにならないようですから、私はこまかいことはやめまされども、この五つばかりの通牒を見ましても、いろいろな面でもいふものだ。たとえば府県知事は重要地点の市町村を指定しろ、そしてその市町村については期待されるところの募集自衛官の数を指示しろ、たとえば山形県でいうならば、米沢市は三十人ということをしていける。ノルマです。そんなことが広報宣伝に入りますか。そういうことは広報宣伝じゃないでしよう。それで広報宣伝ということは、もうめちやくちやにやつております。先ほど言つたのはこれは一例にすぎない。ノルマを課しておる。こんなものは広報宣伝でも何でもありません。

それから私は実態を調査したのですけれども、滋賀県に参りますと、連絡部の職員が村に行くわけですよ。村に行きまして、そしてその村ではやらぬものだから、台帳を出さないというところで、台帳を出してきまします。その中から十八歳ないし二十四歳の男の名前を全部書きわけです。住所、氏名はわかりますね、一番最後の備考の欄だけはわからない。最後のわからぬところは一体何を書くのだ。その人の特殊の技能、学校、こういうものを書く。学歴、特殊技能、こうなつてお

る。これをちゃんとつくって台帳にしないさい、こう言つて置いてくるわけです。ひどいじゃないですか。そういうことが市町村で許されるものかどうかという事です。

○藤枝国務大臣 募集の広報宣伝のために、いろいろの衛防庁側と申しますか、自衛隊側が募集のためにいろいろの都道府県知事や市町村長さんに、事実上のお断りをいろいろやつておるといふことは私も存じております。ただそれがいまお断りになりましたようなノルマになったり、そんなことはあり得ることじゃないと申します、またそういうようなことは市町村側におきまして、そうした要請を何も受け入れる必要はないわけでございますし、防衛庁並びに自衛隊が出されたいろいろな通牒等があるいは抽象的にお断りになりますと行き過ぎの面等もあるかも知れませんが、あくまでそれは事実上いろいろなことをお願いしているといふことでありまして、これが市町村長等に強制にわたるようなことは、現在においてもないものと私は考えるわけでございます。

○華山委員 これはひとつ防衛庁から取つて、いま大臣がおっしゃったことがほんとうなのかどうか、よく見てください。いまこゝでは内閣委員会ではありませんが、あまり深くは突っ込みませんけれども、市町村関係だけで聞いていきます。それから根本的なことを伺いますけれども、委託事務につきまして、経費は市町村長、地方公共団体が負担する義務はないと何条かに書いてあります。義務がないと書いてある。ところが、これが自衛隊の場合にはひどいものだ。たとえばある町に私が行って調べたところが、その町では年間四万円しか来ない。それで、四万円のはかに予算の中で自分の金を四万円計上してある。合計八万円。こんなことは違法じゃないか。市町村長が義務がないことをやるのは違法じゃないかと私は思うのですが、相手が市町村長さんですから、そう強いことは言わなかったけれども、四万円出す。どうしてこういふふうなことになるのですか、こういふふうな聞いたところが、県庁で研修会とか会議

とかいつて職員を呼ぶ、それが大体年に二回、今度は連絡部でまた呼ぶ、それから地方連絡部で呼ぶ、大体五へん出張しなければいけない、出張の旅費だけで何もありません、こう言う。四万円の間合いますか、こういうふうなことになるんですけれども、とても間に合わないけれども、国よりも多く出すわけにまいりませんから四万円にしているのです、こう言う。まるで費用負担があたりまえみたいな考えを持っている。地方財政として委託事務について費用負担があたりまえという考え方は許されるのですか。

○長野政府委員 地方財政法の趣旨によりまして、もつぱら国の事務について地方団体が行なう場合には、むしろ国はよけいな経費を負担すべきでないというのがたてまえでございます。たとえば財政法の十二条では、地方団体が処理する権限を有しない事務のために要する経費については、法律または政令で特別に定められる場合は別といたしまして、負担をしないというのがたてまえになつております。

○華山委員 それでしたら、たとえばこの中に書いてありますね。施行令の中に、やれポスターを張れだとか、いろいろなことが書いてある。場所を提供しろだとか、そういうふうなものは、やらなければいけなかったが、その金がかかるわけでもない。広報宣伝になりますと、どのくらい金がかかるかわからないのですよ。それで、どんなものにお使いになりますか、こう言いますと、自衛隊の見学、艦艇に乗る、それは市町村で出している。送別会をやる、それも市町村で出す。そんなものを重ねますと、これは四万円どころじゃきかない。それをやれと書いてある。歓迎会をやり、自衛隊は見学、軍艦には乗せる。それからまた私がふしぎに思ったことは、何か後援会みたいなものがないものがある。隊友会とか父兄会とかいろいろあるものがある。それに補助金を出す。その補助金を出すときに市町村の補助金を出す。その出している相手方というものは法人格を持たない。法

人格を持たないのに、補助金というのが出せませんか、ちょっと伺つておきたい。私はいままで地方行政を実地にやつたときに、法人格を持たないのに補助金というものをやるのは私はおかしいと思う。私いつかこのことにつきまして、こういうことがあるが、一体あれはどういう意味だといつて防衛庁の官房長に聞いたところが、県なんかそうでしょうけれども、防衛庁ではそんなことかまいませんよと言つていた。どうなんですか。

○長野政府委員 地方団体が補助を出す相手はいろいろございまして、一般論になつてしましますと意味がない話になるのかもしれない、極端に言いますと、社会教育的な団体、たとえば釣りをやります団体とか、お茶をやります団体にもそれが法人格がない場合にはその団体の代表者といふような者を相手にいたしまして、補助したり、奨励をいたしました例はたくさんございまして、いまのお話のような場合も、その種の扱いをいたしておるのじゃないだろうかといふふうに考えます。

○華山委員 そういう場合もあるでしょうからやましく言いませんけれども、そういうふうな金を自分の金でやつていけるわけだ、村の。まず自衛隊のために金を出しているようなのですよ。そういうことを自衛隊が市町村長にやらしていいかどうか、私は考えるのですよ。国会議員の選挙のときに金が足りない。金が足りないといつて途中を省略するわけにはいかぬでしょう。また簡単な方法でやるわけにはいかぬでしょう。だからおのずからそこには、足りなくてもやらなくてはならないという関係が出てくる。それからいろいろなことにつきまして、自衛隊にいたしまして、具体的に書かれたところの事項についてはこれはやらなくてはならないから、金が足りないといつてもやむを得ない場合があるけれども、広報宣伝なんというまことにばく然たる項目を持つてきておいて、そしてその広報宣伝に非常な金をかけさせるといふふうなことは違法だと思つし、市町村は金がありませんから、おたくのほう

から金がないからできませんと言つていいわけですね。

○藤枝国務大臣 自衛隊法九十七条におきましても、その委任した事務については国庫の負担であるといふふうにはつきり書いてあるわけでございますから、ただいまのような市町村がたとえ事実上の依頼を受けましても、財政的に困難な場合、(華山委員「困難じゃないのだよ」と呼ぶ)市町村が出したくなければ出さなくても、これは何も関係のないことでございまして、あくまで国費でまかなわなければならないと私は考えます。

○華山委員 それが国の予算が非常に少ないのです。そして今度金を受けるときに恩着せがましくやるわけだ。この通牒の中に出ておられますけれども、こうやれ、ああやれ、それから特別指定地区についてはたくさんやれ、私はこういう点で非常に行き過ぎが多いと思う。その行き過ぎたところからいふふうな台帳といふものが盛んに使われるようになってきた。しかも台帳が使われるといふことによつて多くの若い人たちが台帳に正當な登録をすることを嫌悪するといふことになりました。ならば、参議院が附帯決議をしたように、自治体本来のための台帳の価値が失われると思う。そういうふうなこともございまして、私は一つの例として自治隊をあげたにすぎないのです。十分に気をつけていただきたい。住民のためのものなのですから、あるいは米の配給だとかいろいろなのは国の仕事かもしれない。しかしこれは直接住民のためのものだ、例をあげたところの自衛隊なんというものは、住民のためのものといふことには結びつかない。これは法の立場をとられる人から見れば、全く国家のための、国民のためのものです。そういう点につきまして、この問題につきましましてはほんとうによく考えていただきたいのでございまして。

自衛隊の方も出ていらつしやるのでございませぬけれども、ひとつきょうは私に質問しないでくれといふことでおいてはならないから、何か言い間違ふといけませんから、また別の機会に

質問いたしますが、私がお尋ねいたしましたことにつきまして、何か自衛隊からおおいでになった方、お答えになることもあったらおしやつていただきたい。

○龜山委員長 別に答弁の要求もございません。

次は、井上君。

○井上(泉)委員 この法律は、端的に言いまして、政治的なものを持った性格が強いのか、あるいは単に地方の行政事務を合理化するためという点においてつくられたものか、この点ひとつ長野さんのほうから御答弁願いたいと思います。

○長野政府委員 これは全く行政的な意味でつくられたのでございまして、沿革的には、資料にも記録しておきました。むしろ地方団体の側から要求があつて取り上げられたというより、形になつておきます。と申しますのは、最近事務処理の合理化、機械化というようなことが各先進的な市町村で非常に熱心に行なわれております。そういう市町村で一番困りましたのは、各種の法令によりまして、届け出なり台帳というような制度が別々にきまつておりまして、ほとんど同じようなことを調べるとか記録するのでありますけれども、そのやり方なり様式が違ふというやうなことで、その統合ができない、それが事務処理の合理化を非常にばんだおるといふやうなことが強く指摘をされて、そういうことから住民台帳制度の合理化調査会なるものができまして、今日その結論による住民基本台帳法を提案していただいておりますわけでございますので、そういう意味では全く行政的な必要から出たものでございまして、

○井上(泉)委員 そういう行政的な必要から出たということになりまして、あえてこういふやうな台帳法を提案する必要はないと私は思います。というのは、あなた自身も参議院の鈴木さんの質問に対して、現在住民票がつくられておる、この台帳法に示されておるやうな内容のものがつくられておるといふならば、それをそのまま移行してもよい、そういうふうなものが全国の市町村団体の中で二千五百十六町村あり、それは七四・五％、

こういうことを答弁されておるし、市町村の窓口事務の改善ということとは法律によつてそういうことを規制するのでなしに、市町村自体のそれぞれ地域に應じた行政努力によつて窓口事務の改善、合理化をやつておるわけですから、そういう点から考えますと、これは純然たる政治的な意図であるといわざるを得ないわけですが、いま長野政府委員はこれは全く行政事務的な法律である、こう言われた。こういう行政的な事務でありますならば、市町村それぞれが自分のところの窓口事務はどうやたらよいかということ、地域の事情に合った窓口事務の合理化をはかり、地域の住民を把握するいろいろな様式を検討してやつておるわけであつて、そういう指導をするのがあたりまえであつて、それを法律でこうせよというやうなことを規制するということとは、この法律を行政事務的な見地からつくつたものだと全然考えられない。これはあくまでも政治的な意味を持った法律であつて、この解釈をせざるを得ないのであります。大臣としての見解はいかがですか。

○藤枝國務大臣 いま行政局長からお答えいたしましたように、各市町村は独自の立場から行政事務の簡素化について非常な努力をされておるわけでございます。しかし結局最後にぶつかるといふ壁があるわけですね。というのは、各省の縦割り行政であることによつて、似たやうなものであるけれども、様式がちよつと違ふとか、しかもそれは法令によつてそう定められているからこれを市町村によつてかへて変えるわけにいかないというやうな、そういう市町村が事実行政事務簡素化、合理化をはかつていく上においてぶつかるといふ壁をこの法律で取り除こう、こういうことでございまして、

そういう意味において政治的といへば政治的かもしれないけれども、あくまでそうした市町村がやつていく上において、その支障を取り除くという意味であるという御理解をいただきたいと思つてございまして。

○井上(泉)委員 そういう自分のところで窓口事務をやつていくのに支障があると思つたら、その

市町村の担任者がこれはこういうふうにする、こういうふうにするというふうにする、この調査委員会の委員の方たちは、この中の町村長の方にはあるいは窓口事務をやつてこられた経験のある方かも知れぬけれども、私なんか戦時中でしたけれども、自分が役場の書記をしておつたときに、米の配給台帳をつくるのに村民台帳を持っておつた。村民台帳の中であつたやうなことがやられてき、そうしてどうも村民台帳はぐあいが悪いと思うと、その付随したものを村民台帳にくつつける。やはりそこそこは、行政事務といふものを法律でこういうやうなものをつくつて、昨日、日曜日でしたけれども、私は関係者の市町村の窓口事務をやつておる人の五、六人の方に集まつてもらつて、この台帳法の内容についていろいろ御意見を聞いた。これは事務量が軽減されるどころではなしに、たいへん複雑になつてきて、いつも台帳と照合するやうなことが起こり、また別にそのものも持たなければならぬ。わきのものが全然必要でないけれども、台帳法に一本に統合されればいけません、いまの法律では統合されやうにもされないで、選挙人名簿にいたしまして、あるいは戸籍は別途でありますから……。そういう住民に関するいろいろな事務が現実には台帳法の中で統合されるやうな仕組みにはならぬといふのが、行政局長さんどうですか、なるのですか。

○長野政府委員 住民基本台帳法はもう私が申し上げるまでもなく、先生すでに御承知の上のお話でございますが、たとえばいままで住民登録法でありますとか、戸籍、年金、配給、選挙、税、こういうものについて、そのほかにも予防接種でありますとか、学齢簿、いろいろございまして、それぞれの法律がありましたが、少なくとも住民の届け出といふ面については一本で事が足りることにするといふのがまず第一のねらいでございまして、それと同時に、その共通的なものにつぎましては、住民台帳といふものの基本台帳に全部整理をして載せてしまふといふことでございまして、もち

ろん個々の行政をやりますときには、常に台帳だけでは足りない。いま御指摘のように台帳では足りないものがあるじゃないかというお話でございまして、したがつて、台帳以外の部分につきましての補助的なものが必要になるのじゃないか。これは行政の目的でこのほかにいろいろ条件なり要件なりを要求するものがあるわけではございませんから、そういうものが出てくることはやむを得ませんこととてございまして、何はともあれ、住民の届け出を少なくとも一本にし、できるだけ台帳を一本にし、それによつて住民に関する居住関係の公証といふものを含めまして行政事務の基礎になりますところの基本的な、各台帳共通しますところの住民の基本的な環境を明らかにします事項も一本にする。このことができれば、これによつて、少なくとも住民の利便と行政の合理化、これををはかることができるものと考へております。

○井上(泉)委員 なるほど、その届け出が一本で、窓口事務が住民側にとつてはいへん便利になる、こういうことになるわけですから、これは戸籍法の場合でも、出生届けは窓口事務でもいいというわけですか。

○長野政府委員 出生届けは、出生地におきまして届け出するわけですから、届け出をすれば、この届け出をしないうで済むやうに統合してございまして。

○井上(泉)委員 この住民基本台帳法、この法律は最も政治的なものを持った、つまり政治的といふのは、陰謀的な性格を持った法律だ、こう思ふのです。これは、長野さんが、地方自治体の行政、住民の地方行政といふものは、住民みずから行なうもの、こうちゃんと教えてやつてきているのですから、自分のところで、窓口事務が複雑で困るからといへば、それはこうしたい、こうしたいといふ、住民みずから研究してやるのはあたりまえです。ところが、市町村の事務担当者自身の努力を無視して、上からこういう法律で押えつけていくところに、何ら意図がないとはどうして

言えないわけでは、そういう点は、いま華山さんが

質問されておりましたが、自衛隊の問題ときわめて関係がある。この自衛隊の適格者名簿を出して

くれといつて市町村にお願いをして、この適格者名簿を提出することを拒否している町村というものは相当数あると思うのですが、防衛庁の高瀬審

議官がお見えになつておられる方が、一体、これの適格者名簿を提出されておられる方が――

帰つたそうだが、私の質問は十二時十五分で一応やめて、残りは本会議後というから、そのつもりでいたが、帰られたんではしょうがないから、やめて、それも午後からということにしてください。

そうしないと、質問が何か中途はんばな質問になつてしまつて、結局事務の合理化のために台帳をつくつたということに落ちつかざるを得なくなる。そうじゃないのですから、私は、その点をもつと解明したいと思うのです。参議院は賛成かも知れぬけれども、衆議院ではどうなるかわからない。ひとつ、本会議後に……。

○龜山委員長 ちょっと連記をとめて。  
〔連記中止〕  
○龜山委員長 連記を始めて。  
本会議散会後再開することとし、この際暫次休憩いたします。  
午後四時四分休憩

午後三時三十分開議  
○龜山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
住民基本台帳法案を議題とし、質疑を行ないます。井上景君。

○井上(景)委員 防衛庁にお尋ねいたしますが、自衛隊の適格者名簿をつくるのに、自衛隊の適格者名簿が出されてない市町村は全体のどれくらいあるのですか。

○平井説明員 全国三千四百弱の市町村の中で約三分の二くらいが、適格者名簿を防衛庁のほうに情報提供ということではない市町村で

ございます。

○井上(景)委員 いただいてない市町村が三分の二ある。この適格者名簿をいただくについて、市町村に対して防衛庁が出した金はどれくらいになりますか。

○平井説明員 適格者名簿を提供いただくという具体的な項目に関して、委託費を幾らということ市町村のほうにお流しはしてありません。機関委任事務全般についての仕事を進めていただくにつれて、全体で幾らということ、県を通じまして市町村のほうに流しております。

○井上(景)委員 その金額は。  
○平井説明員 それは昭和四十二年の予算額で申し上げますと、防衛庁の都道府県市町村に対する委託費総額は九千三百五十九万でございます。そのうち県のほうに大体二千九百万強、市町村のほうに六千四百万強、これを都道府県それぞれ、また市町村は都道府県を通じてお配りしているという状況でございます。

○井上(景)委員 この予算の使い方については、別に規程が何か設けてはいないのですか。  
○平井説明員 具体的に金額については示達のと

きには設けてございませんが、その示達のと、その委託費について、各市町村がそれぞれどういう自衛官募集に関する事務、特に広報、宣伝の仕事をなうかという計画を県のほうに出していただいております。

○井上(景)委員 それでは、適格者名簿を作成するにあつて、全体の三分の一しか出てないというところになると、この適格者名簿を求めるとこの効果というものが三分の一しかないというわけになるのですか。これについて防衛庁はどういうふうにお考えになっておりますか。

○平井説明員 適格者名簿は、まず市町村で、市町村自体が自衛官募集に関する広報宣伝のための資料としてつくつていただいております。その中で、各地域ごとに防衛庁の出先機関に地方連絡部というのがございます。この地方連絡部自体もいろいろ募集の仕事を進めるについて、その所在県とタ

イアップさせていただいて仕事を進めさせていた

だ。その場合に、各市町村からわれわれのほうにも必要な資料として御提供をいただくというところ、いろいろ御依頼申し上げてきたわけでございますが、それぞれ地域の特性によりまして適格者名簿をまだつくつておられない、あるいはつく

らなくても管内の事情を把握されておられるような比較的規模の小さい町村、そういうところではつくつておられないで、募集の仕事そのものについて同様な成果をあげさせていただいておるとい

う実情であります。  
○井上(景)委員 それじゃ、適格者名簿を別につくつてなくても同様な成果をあげておられるというところでありますならば、何もあえて地方の自治

体の中で、自衛隊の適格者名簿作成反対というふうな混乱を巻き起こしてまで適格者名簿をつくるように強く要請する必要はないと思うのですが、それについては即刻、そういうふうな自衛隊の適格者名簿の作成はもうやらぬでもよろしい、こういうふうな連連なり何なりの措置を講ぜられたらどうですか。

○平井説明員 いわゆる適格者名簿ということが、名簿をつくつていただいております県あるいはそれを御提供いただいております県は三分の一ということでございますが、この名簿の作成の方法自体についても、市町村によつてまちまちでございます。またつくつておられないところでも、いわゆるメモ的に、その管内の防衛庁の二等陸海空士たるに年齢的に条件として適しているいわゆる適格者層と申しますか、その適格者層の状態がどうであるのかということと名簿作成以外の方法で把握していただく、そういうことで事務を進めていただいているという意味で、同様の効果があがつて

いるということでございます。防衛庁のほうにいたしましては、現在は三分の一程度でございますが、できるだけ多くの市町村に今後つくつていただくことによつて、広報宣伝の的確な資料として効果をあらわしていただきたいと考えております。

○井上(景)委員 その適格者名簿をつくること

が、広報宣伝とどういふ関係がありますか。  
○平井説明員 先ほども申し上げましたように、名簿そのものは広報宣伝の行為ではございませ

ん。広報宣伝のための資料としてつくつていただいているわけでございます。  
○井上(景)委員 広報宣伝の資料という解釈です

が、これはこの住民基本台帳の法案が通つた場合には、適格者名簿未提出の町村と、あるいは既提出の町村を含めて、自衛隊の適格者名簿との関係は、もう別に名簿を調製する必要はなくなると思つておられるのでしょうか。

○平井説明員 ただいまの先生の御質問の趣旨を私あるいは間違つて御理解申し上げておるかも知れませんが、今回の基本台帳というものができれば、あえて名簿というものを別ににつくらなくても、その台帳に基づいて同様の仕事ができる、そういうふうな意味に理解してよろしうござい

しょうか。――それでございますならば、住民基本台帳に登録されますところの住民の数というものは、いわゆるゼロ歳から高齢者まで全部あるわけでございます。私どものほうは自衛官の二等陸海空士の隊員として応募してもらいたいということと対象と考えます年齢は、満十八歳から満二十四歳一ぱいまでの、いわゆる七十年間の年齢に該当する青年だけということになります。したがつて、膨大な台帳そのものが行政事務の利便のためにすぐ使えらうということはむづかしいのではなからうかと考えます。

○井上(景)委員 それはそれはなつていないで

しょう。あなたのほうが自分のところで調査ができるでしょう。基本台帳の事項に関して資料の提出を求めることができるし、求めた場合には出さねばならなくなつておるから、最も簡単に適格者名簿をつくることではせぬですか。その点について……。

○平井説明員 先ほども申し上げましたが、適格者名簿の作成ということとは、一つは、自衛隊法施

行令の百十九条に基づきまして、「都道府県知事及び市町村長は、自衛官の募集に関する広報宣伝を行う」、これは都道府県及び市町村自体で自衛官募集の広報宣伝をやっていたわけであり、この広報宣伝の仕事に必要な資料として、みずからの機関委任事務を遂行されるに必要な資料として提供していただいているという点が一つ、それから二番目には、防衛庁の立場として、それぞれの管内の募集に関するいろいろな資料なり報告というものを求める立場で名簿を提供していただいている面と、二つあるかと思ひます。

したがって、先生おっしゃいました市町村に頼まなくてもという点でございますけれども、市町村自身が自身で仕事を進めるためにつくられた名簿を提供したという点においては、今日行なっている形と今後変わらないのじやなかろうかと考えております。

○井上(泉)委員 自衛隊の適格者名簿が三分の一しか出ていないし、あと三分の二は別に出なくて必要がないとあなた初めに言われて、今度聞くと、依然として出しもわらないといけない、こういう意味の答弁をなされたのですが、そしてまた今度基本台帳でそういう名簿を整えるとするならば、地方の自治体の市町村長に対してそのことを要請すれば、自衛隊が希望するところの適格者の名簿をすぐ整えることができるわけで、何もその基本台帳は自衛隊の適格者名簿をつくるのに何ら価値のないものだ、何にも関係がない、こういうふうに通慮して言わなくても、行政というものは一つの機関がつくるものをいろいろな面で使われるというところは、私はあつてしかるべきだと思ひます。そういう意味において、自衛隊がこれを使われるということは当然考えられることで、すけれども、これはもう全然使わないですか。

○平井(泉)委員 作成されました基本台帳を、防衛庁みずからが自衛官募集という行政の事務のために必要とする場合には、その閲覧を求め、利用させていただくことも今後ともあろうかと思ひます。先ほど先生の御質問ありました、現在の名簿

づくり、あるいは名簿等を含めた適格者の情報の、市町村からわれわれの出先の地方連絡部に対する情報その他名簿の提供という仕事、すぐ今度の基本台帳の完成によって必要でなくなるということとは関連のない問題ということでお答え申し上げたわけでありました。

○委員長退席、久保田(元)委員長代理着席  
○華山委員 ちよつと関連してお聞きいたしますが、ただいまの適格者名簿でございますが、市町村では広報宣伝の資料として使う。連絡部では何のために使われるわけですか。資料として提出させるとおっしゃいましたが……

○平井(泉)委員 自衛隊の地方連絡部が名簿その他その市町村管内のいわゆる適格者の情報というものを市町村から提供を受けた場合、その情報なり資料というものは、地方連絡部自体の募集事務の資料として広く活用させていただいております。たとえば、その市町村の管内にありますが適格者、あるいは適格者と申し上げてもよろしいかと思ひますが、そういう人たちの全般的な動向、動向、分布の状況、そういうものをつかむ資料でもあります。また、個別的なそれぞれの方々のお名前等を把握するための資料にもなるかと思ひます。

○華山委員 それは何を根拠にして出させるのですか。  
○平井(泉)委員 自衛隊法施行令の百十九条でございます。

○華山委員 百十九条は広報宣伝なんであつて、市町村長のやる広報宣伝と書いてあるでしょう。あなたのはうで必要な資料を集めるということとは、広報宣伝の中に入つておられない。それは百二十条によつて初めてやり得るのであるが、百二十条は総理大臣が必要があると認めたときと書いてある。総理大臣がそれを認可したときに初めてあなたのおっしゃるようなことができるのじやないでしょうか。

○平井(泉)委員 ただいまの御回答、失礼申し上げます。作成のほうは百十九条でございます。そういう提供を受けます根拠は施行令百二十条と

考えております。なお、ただいま先生の御指摘がありました、内閣総理大臣が必要と認めるということが条文に書かれてございますが、内閣総理大臣の名においてそういう提供を求めたことはございません。しかし、いわゆる行政官庁間、あるいはわれわれ行政庁と都道府県なり市町村なりとの間の、行政官公庁間の従来の慣例に基づきまして、補助機関たる人事局長あるいは防衛庁長官名というふうなことで御依頼を申し上げておるわけ

です。  
○華山委員 それはおかしいですよ。百二十条にはちゃんと、総理大臣が必要と認めるときにはと書いてあるのですよ。そういう資料を求めるときには、総理大臣が必要と認めるところの根拠がなければいけません。いままでの防衛庁のやり方は私に聞違つておると思うのです。総理大臣の承認を得るなり、決裁を得るなり、あるいは総理大臣がこれを行使するなり、そういうことによつて初めてできることじやないですか。私はそう思ひ、御回答がなければ、関連質問ですからやめます。

○井上(泉)委員 防衛庁のほうは適格者名簿がまだ三分の一の市町村しか集まつていないのですけれども、やはり広報宣伝において資料とするためには、全市町村の名簿を調製するところの必要は感じていますか。

○平井(泉)委員 先ほど申し上げましたように、地域の特性に應じましては、名簿そのものの作製を必要としなかつても若干あるかと思ひます。しかし、各市町村の管内の適格者ないしは適格者の状態を把握するという意味において、名簿の作製をできるだけ広い市町村、そして名簿そのものをつくらなくても、それと同様の適格者の把握ができるような仕事を進めていただくということでは、防衛庁では今後期待したいと考えております。

○平井(泉)委員 防衛庁に対しても、あるいは現地におきまして都道府県ないしは地方連絡員に対して、一部の方がそういった点で抗議を申し込んでこられた事実はございます。しかしながら私の承知いたしますところでは、全国の市町村におきまして、自衛官の募集事務を進めていただく段階においてこの名簿の作製の問題というものが、先生がただいまおっしゃいましたような意味で大きい混乱が生じているとは考えておりません。

○井上(泉)委員 混乱というより、そこで騒ぎが起つておるといふだけではないに、現にこの自衛隊の適格者名簿を出していないところが三分の二もあるのですが、これはあなたの方からいふと、地域の特性によつては適格者名簿を出さなくてもそういうことが把握できるといふことを言われたのですが、その特性というものはどういふふうな地域をさしているのですか。

○平井(泉)委員 たとえば、人口が千あるいは二千以下の村になりますと……  
○井上(泉)委員 そんな村はどこにあるのですか。千か二千の村はどこにあるのか、自治大臣に聞いてもらひなさい。いまだどこにもないですよ。

○井上(泉)委員 千、二千と申し上げたのは、私しろうとの立場でございますので、ただいまの教は訂正させていただきます。  
規模の小さい村で、その人口の中で、いわゆる先ほど申し上げました十八歳から二十四歳という自衛隊員としての適格者の数というものが非常に少ない村とか、あるいは東京都のように非常に過密化された都市であつて、しかも青年層の流動が比較激しいようなところ、こういうところでは名簿づくりということとはほかの市町村に比べて期待できる効果がないか、あるいは必要でない、そういうふうな意味の特性でございます。

○井上(泉)委員 あなたが千や二千と言われたことは、小さい規模という例にあげたのだと思ひます。今日市町村で、なるほどそういうふうな小さい村でありまして、最低二千あるいは二千以上

の市町村、二千単位の市町村というものは全国で、そういうようなところで適格者名簿ができていないところはないと思います。そういう市町村はあまり抵抗もないし、するところできているのですよ。そういう点から、自衛隊の適格者名簿をつくるのに一番困難と思われるような東京とか大阪とか、あるいは名古屋とかいうような大都市の、いわば人口が一番集中をしているところで名簿の調製ができないというところは、これは本来の目的である広報活動に非常に支障を来たすことになりはせぬですか、最も自衛隊の適格者の多いところの地域の名簿の調製ができないというところは。

○平井説明員 自衛官募集に関する広報宣伝の方法、手段あるいは選びます媒体等は千差万別でございまして、われわれのほうでも、先生ただいま御指摘の大都市にしましてはやはり他の都市、他の小都市あるいは規模の小さい町村と比較しまして、いわゆる大都市向きの広報宣伝の方法をとっております。

○井上(泉)委員 そういう場合に、今度でございという住民基本台帳というのは、適格者名簿を調製する上において非常に役立つと思いますが、どうですか。

○平井説明員 私、まだ、今回でございまして予定に当たっていると聞いております住民基本台帳というものがあるという形になりますかよく承知をしておりますので、的確なことは御回答できない次第でございます。

○井上(泉)委員 あなた、さっき説明にはこういうことを言われたでしょう。住民基本台帳ができてくることによって、適格者名簿をつくる上においてこれを利用してもらおう場合もある、こういうふうに言われたでしょう、それはどうですか。

○平井説明員 先ほどの発言につきましては、従来の住民票を利用してと同様の趣旨ということで、非常に概括的な考え方で申し上げたわけでございます。ただいま先生の御指摘のありましたように、具体的にそれが非常に効果があり、活用できるのではないかとこの点につきましては、住

民基本台帳の内容そのものを私承知しておりませんので、ただいまのようにお答え申し上げた次第であります。

○井上(泉)委員 その辺、そういうふうにも何も承知をしていないと言われるとどうにもならぬわけですから、中身は勉強されたら、別にその町村で自衛隊の募集について混乱を起してしまて、あるいは反対の運動なんか起して行政当局が苦勞なされなくとも、もうこれでちゃんとあなたのところで必要とする名簿ができるような仕組みになっておるのです。

ひとつ長野さんにお尋ねしますが、適格者名簿をつくる場合に住民基本台帳というものは非常に役立つと思いますが、役立たないですか。

〔久保田(円)委員長代理退席、委員長着席〕

○長野政府委員 適格者名簿のみならず、住民に関する居住関係の公証、あらゆるものに役立つものと考えております。

○井上(泉)委員 これはなかなか、幾らこのことを申しまして、表面は非常にけつこうな、住民のサービスはモットーとするような形で、つまり羊頭を掲げておるわけですが、中身としては肉を掲げておるわけですか、苦肉の策として、自衛官の募集の適格者名簿がわずかに三分の一しか出てこないから、羊頭を掲げておるわけですか、苦肉の策として、こういう策を出されたものだ、こう解釈をするわけですか。私は、住民基本台帳とこういうようなものは何も法律でこういうふうなことを規制をしなくとも、行政指導で、十分市町村行政の中で生かされると思うのですが、何であな方、すぐ法律をつくるんですか。これは自治大臣、やはり法律をつくらぬとこういう行政指導ができないものですか。

○藤枝国務大臣 各省の各種行政、大体統制りてやっておるわけでございますが、その行政の基本になる法令がございます、たとえば国保の問題にいたしまして、国民年金の問題にいたしまして、したがって、窓口である市町村が事務の近代化、合理化をはかりまして、いろいろこうした

ものを整理統合しようとしたとしても、法令によって要求される様式等が変わっております。したがって、そこでぶつかってしまわなければならないので、その障害を取り除いて、現在各市町村が非常に努力をしておられる事務の合理化、近代化、こういうものを促進をしていきたいというところなのでございまして、それ以外に他意あるわけではないわけでございます。

○井上(泉)委員 今日、末端の市町村行政というのは、もう各省のいろんな依命通達事項、あるいはその調査事項等が相次いでくるわけで、このことを自治省が一々掌握をせよといつても、いまの機構の中では無理だと思ふのですが、私はむしろこういう基本台帳をつくるというよりか、基本台帳法という法律をつくるよりか、そういう各省がばらばらで市町村へ持ってくる行政を自治省の中で、自治省の窓口を通じて市町村へ行く、こういう形をとってやるのが、もっと市町村行政に対するサービスだと思ふのです。そのほうがやはり自治省の言う自治権を守る仕事に通じやせぬかと思ふのですけれども、そういうことはせずに、窓口事務の改善というふうなことでこの基本台帳をつくるというのですが、そういう各省ばらばらの地方の自治体に対する行政上のいろいろな要求事項というものを、これを自治省でまとめて行なうとかいうようなお考えがあるのかないのか、この際、承っておきたいと思ふます。

○藤枝国務大臣 もちろん各省がいろいろ通達その他を行政の本来の目的から都道府県や市町村に出す、それについてもできるだけ地方自治の本旨にのっとるようにならねといたしましては、各省との交渉をやっておるわけでございますが、先ほどから重ねてお答えするようでございますが、そういう各省の行政の中には法令に基づいてやっておる、その法令自体がいかにわれわれが実質的な指導をいたしまして、あるいは市町村等が改善をしようとしたとしても、その法令を乗り越えて改善をするわけにはいかない。そういうところから一つの障害があるわけでございます。

○井上(泉)委員 これは参議院でも問題になったのですが、罰則を強化する——こういう住民自身の福利を増進をするというところでこの法案を提出しておるわけで、それを、何も罰則、罰金を余計取ったからといって行政の効果があがるというわけでもないと思ふのですが、なぜ罰則を強化したのですか。これをひとつ長野さんのほうで、大臣が罰則を強化せよと言われたのか、あなた、参議院で、占部先生の質問に答えているんですけれども、何かあいまいです。

○長野政府委員 罰則の多少の引き上げという問題につきましては、主として過料の問題だと承りますが、これは住民登録法が施行されました昭和二十六年当時比べて、現在の状況が新しく法制をし直すというふうな関係がございまして、そういう意味で、現在の段階でもう一ぺん検討した上で過料を定めたわけでございます。それ以外におきましては、従来住民登録法関係のこの種の罰則というものを中心にして規定をいたしたのでございまして、要は、この法律の規定によりましてこの適正な履行を確保する、これに尽きるわけでございます。

○井上(泉)委員 これは一つは住民に対するサービス行政でしょう。サービス行政のあらわれである基本台帳が、そのサービスの受け手が、そんな——届け出を怠った者はサービスを受けることができないわけですね。それ自体罰則に当たりはしませんか。それを出て罰則を強化するということは、私はほんとうに筋が通らぬと思うのです。物の値段が上がったから罰金の額も上げたというふうな考

て、それをこの法律によって、そうした障害を、市町村が自主的な努力をして、それに対する壁を取り払ってやろうということでございます。この第二條にもありますように、これができた以上は、また国や都道府県はこの基本台帳の趣旨に反するようない、これはまたあと戻りするようないことをしてはならぬということを書いておりますのも、そうした趣旨でございます。

○井上(泉)委員 これは参議院でも問題になったのですが、罰則を強化する——こういう住民自身の福利を増進をするというところでこの法案を提出しておるわけで、それを、何も罰則、罰金を余計取ったからといって行政の効果があがるというわけでもないと思ふのですが、なぜ罰則を強化したのですか。これをひとつ長野さんのほうで、大臣が罰則を強化せよと言われたのか、あなた、参議院で、占部先生の質問に答えているんですけれども、何かあいまいです。

○長野政府委員 罰則の多少の引き上げという問題につきましては、主として過料の問題だと承りますが、これは住民登録法が施行されました昭和二十六年当時比べて、現在の状況が新しく法制をし直すというふうな関係がございまして、そういう意味で、現在の段階でもう一ぺん検討した上で過料を定めたわけでございます。それ以外におきましては、従来住民登録法関係のこの種の罰則というものを中心にして規定をいたしたのでございまして、要は、この法律の規定によりましてこの適正な履行を確保する、これに尽きるわけでございます。

○井上(泉)委員 これは一つは住民に対するサービス行政でしょう。サービス行政のあらわれである基本台帳が、そのサービスの受け手が、そんな——届け出を怠った者はサービスを受けることができないわけですね。それ自体罰則に当たりはしませんか。それを出て罰則を強化するということは、私はほんとうに筋が通らぬと思うのです。物の値段が上がったから罰金の額も上げたというふうな考

え方では筋が通らぬと思うのですが、どうですか。

○長野政府委員 確かに住民基本台帳は、住民の各種の届け出を統一をいたしまして、そして住民の地位を明らかにいたしまして、そのための記録の整理という問題でございます。しかしながら、同時にそのためには国民の協力を求めるということも必要でございますし、それがことさらに虚偽の届け出をする、あるいは正当な理由がないのに届け出を怠るというようなことが出てまいりますと、この台帳そのものの整理、また台帳に基づいて行政事務、すなわち住民の権利義務に深いかわりがある事務を処理するということの保障がなかなか困難になってまいります。したがって、ここでは最小限度のそういう行政上の効果といえますか、それを担保するために、そういう罰則も公共のために必要だということで設けた次第でございます。

○井上(泉)委員 せっかくのサービス行政が何か権力支配の道具として、罰則を強化することによってそういう形になるということは、ほんとうに残念に思うのです。これをとることによって、これは過料ですから、別に地方財政の収入にはならぬでしょう。地方財政の収入には何にもならぬと思うし、むしろそういうことをすることに、何かがこれが防衛庁の自衛隊の資格者名簿をつくるために利用されるというように考えるわけですか。これは罰則を下げるというか、下げるじゃない、もとのとおりでけっこうだと思ふのですが、これはそのまま、修正の御意思はないのですか。

○長野政府委員 この住民基本台帳に基づきますところの住民票、住民に関する記録と申しますのは、いわゆる刑法でいいますところの公正証書に相当するものでございまして、そういうものにつきます、やはり住民としての義務なり責任というものを考えてもらわなくてはならないというふうな考え方、そうしてさらに虚偽の届け出というものについて……

○井上(泉)委員 時間がないから簡単に。修正する意思があるかないかということだけで……

○長野政府委員 やはり最小限度必要だということ、また現在の状況も照らし合わせてこの規定を置いていただくわけでございます。修正の意思はございません。

○井上(泉)委員 ほんとうにりっぱな法律だと思つてあなたたちが出されたのですけれども、そういうふうなことから、国民の目から見ると、これは権力支配の道具の一つとしての法案と解釈せざるを得なくなるわけですか。これはたいへん国民のために残念な法律と思ひます。

○長野政府委員 条件を定めることによりまして、手数料を取ることができるといふこと、戸籍の閲覧料と比べて、その閲覧料の範囲については、どの程度金額が妥当かと思ひますか、戸籍の閲覧料と比較して……

○委員長退席、大石(八)委員長代理着席

○長野政府委員 手数料の額につきましては、市町村にゆだねるというか、市町村の自主的な判断にまかせるつもりでございます。市町村にいたしましては戸籍の手数料、あるいは現在まであります住民登録法に基づく手数料その他を勘案して、妥当なところをきめるものと考えております。

○井上(泉)委員 住民登録に基づく配給台帳とかは手数料はたいしてないのじゃないですか、どこもとっておるのですか。いまの登録に基づいての主食の配給台帳とか、そういうものは見せてくれといつても、それは金を取っていないのですよ。

○長野政府委員 現在、額は一定しておりませんが、条例によつて、少なくとも謄抄本の場合には一件三十円ないし五十円取つておる例が多いように聞いております。

○井上(泉)委員 この法令に基づいて台帳を整備するための予算の問題で、参議院で何かあなたは十七億かかる、それで四十二年においては補助金を一億一千七百万円、交付税措置をいたしまして四億六千四百万円、こういうふうになつておるわけですか、このとおりですか。

○長野政府委員 そのとおりでございます。

○井上(泉)委員 交付税法の一部改正のときに、交付税の配分の中に、こういう基本台帳をつくるから、交付税として四億何百何十万と何かという説明は聞かなくなつたようですね、これはあの交付税の中へ入つておるのですか。

○長野政府委員 地方交付税の基準財政需要額の算定の中の住民登録費というのは、現在はまだ住民登録法の施行中でありまして、住民登録費という形で入つております。

○井上(泉)委員 それは昨年度も入つておつたでしょう、昨年度はその分は幾らだったのですか。

○長野政府委員 昨年度の額はちよつと手元に資料ございませんが、いまの四億六千四百万円と申しますのは、本年度制度移行関係経費というのを特につけ加えております。

○井上(泉)委員 それは昨年度と比較しないと——自治省は何か問題があると、金が要するということになる、交付税で見ます、起債を認めます、交付税の中に入つておる、こういうふうな言われるのですが、それは結局ごまかしではないですか。

○長野政府委員 ちよつと調らべてから……

○井上(泉)委員 大臣にお尋ねしますけれども、自治体に関係のあることで財政要求があるという、交付税で見ます、特別交付税で見ます、こういう交付税が多いのですが、いまの災害対策のあれでも、その地域には特別交付税で見ます、やはりこれは現在の定まった予算の——いま本会議で御答弁なされた特別交付税で見られるというものは、特別の本年度の定まった予算の中のことであるのかということ、それから単独起債は一〇〇%認めると言われたでしょう、何か起債は一〇〇%認めるとかいうことを答弁されたと思うのですが、それも現在のこの地方財政計画の起債のワクの中

で、あそこ地域だけは一〇〇%認めるという意味で御答弁なされたのか、あるいは起債のワクについては別ワクとして財政措置をとられるお考えで述べられたのか、承りたいと思ひます。

○藤枝國務大臣 特別交付税につきましては、先般御審議をいたしまして確定した本年度の予算の範囲で見られております。それから地方債につきましても、当年度債については一〇〇%起債で充てたいと思ひます、こういうことを申し上げましたので、もしその起債のワクが足りなければワクを増額するということは考えております。

○井上(泉)委員 当然それはワクを増額しないと、予定されたところの地方債が、災害地のはうをもちろん優先的にやらねばなりませんので、災害地以外のところの仕事というものは抑制をされる、ですから、そういうふうに取り扱つていただきたいと思います。

それ、この住民基本台帳をつくるのに、十七億要するのに四億何百何十万で見るといふような、何か中身の金でないのです、交付税でいくといふと、交付税を受けない不交付団体は全然もたないでしょう、そういうのですよ。

○長野政府委員 不交付団体はそのとおりでございます。

○井上(泉)委員 それでは台帳をつくるのに、東京とか大阪とかあるいは不交付団体と称されるような地域は最も困難なところですが、こういうふうなものを交付税の中に入れるということではなしに、やはり補助とかあるいは特別な予算を割当てる、何かそういう措置、これは四十二年度にはすでに組んであるから、四十二年度はどうにもならぬと思ふのですけれども、やはり四十二年、四十四年とたいへん事務量がふえるわけですから、現に、十七億でこれの処理ができるかと考えなつておるところが、私は第一現場の市町村の実態を把握していないと思ふ。とても十七億や二十億で日本全国の市町村ができる道理はないと思ひますが、やはりこれは十七億くらいできるとお考えになつておるのでしょうか。

○長野政府委員 この住民の居住関係に関する公の記録の整備ということは、考え方として、従来の住民登録法もそのとおりでございますが、市町村の固有の仕事の一つというふうに考えられるわけでございます。したがって、本来地方団体の負担でこれをまかなっていくという仕事だというふうに考えられておるのでございす。ただ、制度として四十四年三月三十一日まで、これが選挙人名簿やいろいろなものに関係いたしますので、実施するといふような形で法律で予定を立てておきますので、そういう意味で、もちろん十分ではありませんが、三億五千万ばかりの促進的な経費を予定しておる、こういうことにおしておるわけであります。十七億で十分であるかという問題でございますが、私どもは、十七億でまず制度の移行につきましてはやれるものと考えております。

○井上(泉)委員 時間に協力する意味で、もう多くは質問いたしません。大体これはあなた自身も参議院で答弁されておるうちに、大多数の町村が、基本台帳法ができて、別にこれによってどうこうせいでも、従前の措置をそのまま生かしてよい、別なワクを、こういう様式でやれ、こういう様式でやれといふ様式を示さなくともよい、こういうわけで、そういうふうな性格のものであるのに、しかもまた罰則を強化してまで、こういう法律をなすべくなくならないのか、この点が私はどうしても納得がいかないのです。それで最後に大臣に、これは直接市町村と接触をして自治省のお役人の方たちから、こういう法律をつくって出したいと思つたから、こういう法律のところへ申し出があつて、それで大臣として、それじゃそういう法律をつくれ、そういう立法の経過になつておるのでしょうか。それとも、あなた自身が、いわゆる政治家としての自治大臣の発議で、どうも今日の市町村の窓口事務がふくそうしておるからひととつとめよ、こういうことでこの法律ができたものかどうか。私は住民台帳制度の合理化に関する答申とかいふようなものを

のをいただいておるのですけれども、この答申が出されるなら、いろいろな地方税の改正も当然やらなければならぬ、取る分についてはどこまでも追つかけて取るような仕組みになつておるのです。それから、そういう一連の法律の改正がなされずに、この基本台帳だけで住民基本台帳法をつくつて、それでやられるということに、どこに住民の福祉の向上が期待されるであらうか、こういうふうな非常に納得のいかない法律の内容でありますので、ひとつ自治大臣の御見解、この法案を提案するに至つたところの過程を簡単に伺ひます。

○藤枝國務大臣 地方自治法がいろいろ事務の合理化、近代化を進めておることは御承知のとおりでございます。その進めるときにあたりまして、いろいろな法令といふものが、せつかくの地方自治の努力に対してブレーキをかけるような事態になつておるために、全国の市長会であるとか、全国の町村会であるとか、そういう方面から、こうした住民台帳制度について改善をしてくれという要望がございす。それらを勘案いたしまして、住民台帳制度の合理化調査会をつくりまして、その答申によりまして、この法律をつくり、つたわけでございまして、やはり市町村等の実際の事務家が合理化、近代化を進めるために非常な努力をするけれども、法令の壁にぶつかつてなかなかそれが思うようにならぬということを要望されておつたわけでございまして、その要望にこたへまして、そうした第一線機関の近代化、合理化に対する努力が十分果たせるように、その壁を取つ払うと申しますか、障害を取り除くといふのがこの法律の趣旨でございまして、もちろん指導面だけでやれる面もございまして、たびたびお答えするように、法令そのものがそういう近代化、合理化をはばむようなものもございすので、この際その支障を取り除くということがこの法律のねらいでございす。

○井上(泉)委員 以上をもつて、非常に納得のいかない点がたくさんあるわけですが、御協力申し上げる意味で、私の質問を終わります。

○大石委員長代理 小濱新次君。

〔大石委員長代理退席、委員長着席〕

○小濱委員 私、基本的にはだいたいわかつてまいりましたので、また質疑もだいたい進んでまいりまして、尽くされたような感じもございすので、重複する点もあるかと思ひますけれども、若干の質問でありますので、ひとつ丁寧に御答弁をいたしたい、このようにお願いしておきたいと思ひます。

最初に、今度の法案の目的であります。長野局長からも、ただいま藤枝自治大臣からも、正確というのと、統一に行なうといふことの趣旨のお話がございまして、また要綱の二ページ目には、「市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行なわれるように努めなければならない」と、このように書いてございす。ただいまのお話ですと、予算措置は約十七億、これで、いままでのいろいろなきまつたけれども、今度の新しい法案によつて正確に実施が把握できる、このように確信を持ておつたやうに思はれるやうでありますけれども、いろいろ問題がございすので、私は掘り下げた具体的な例をあげて質問をしてみたいと思ひます。

最初に、地方自治法のいろいろこの法案に係する人たちの御意見を聞かれたかどうか、もちろん聞かれたと思ひますが、その中にいい面と悪い面とお話し合ひがあつたかと思ひますが、そういう点で、局長さん、お願いしたいと思ひます。

○長野政府委員 先ほど大臣がお答え申し上げましたように、この法案の提案に至りました経過の基礎になりますものは、むしろいわゆる窓口事務その他事務処理の合理化を熱心にはかつておりました市町村から問題が提起されておるやうな状況でございまして、その理由は、住民の届け出に関する事務が、現行法のもとでございまして、個々の市町村が個々のにくふうをございまして、統一的に届け出を一本にするとか、台帳を一つのことで行で整備するといふやうな窓口改善ということが行

なわれたいわけでございます。と申しますのは、各法令にそれぞれいろんな定めがございまして、非常に極端なことを申し上げますと、たとえば、現在進んでおりますところでは、こういうものをすべてカード式にいたしました整理をするというのが、能率も非常にいいわけでございます。ところが法令によりましては様式がきまつておりまして、極端な例でございす。縦書きでなければいかにということになっておりますやうな場合には、それだけでカードにかからないといふことになつてしまつてございす。そういうものを、次第に声が出てまいりましたので、関係各省とも改めましてはまいりました。改めてはまいりましたけれども、なお結局法令といふものを統一したことにしまして、届け出事務の統一とか、台帳の統一、それから住民に関する完全な記録といふものの整備をはかりましたためには、どうしても法律の改正が必要であるといふこととございまして、そういう意味で全国市長会、町村会等もぜひその促進をしたいといふことから、専門家の集まりでございまして、この調査会を設けて、その結論に従つて成案を得ましたので、御提案をしていられるやうな状況でございす。むしろ言つてみれば、この法律をつくりました動機は、市町村の窓口から声があつてきたといふこととございす。

○小濱委員 この前の選挙人名簿のことについて、先ほど局長からの御答弁の中にあつたやうに記憶しておりますが、言うならば試験的にやつた、このやうにもおつたやつたやうであります。あつた選挙人名簿の作成にあつたやうに非常な大きな問題を残してまいりました。大口脱漏といふやうな事件も起つてまいりました。そういう点で、なかなか正確を期していくことはむづかしいであらう、こう思つてわけでありまして、今度のこのことについて、予算を十七億かけて、そしてその正確な掌握をしていくといふことでありますが、ひとつ長野局長にお伺ひしたいのです。たとえば五大都市の近郊の指定都市、そ

うところの転出、あるいは転入でもけっこうです。市内、市外、年間移動する人たちがどのくらい程度になっているか、ひとつわかつておつたならば示していただきたいと思ひます。

○長野政府委員 現在手元に持つておりますのは、差し上げております資料の二三ページにございまして、この府県別の資料、これを見ていただきますと、これは大都市の区域だけのことはわかりませんので、あれでございすけれども、ここで見ていただきますと多少の傾向がうかがえますように、東京におきましては、東京の中の転出入が六・七％、他府県からの入りぐあいが六・三％、それから他府県への転出が六・〇％、これは昭和四十年でございす、こういうふうでございまして、これを合わせますと大体二〇％近くになっておる、要するに人の移動がそういうふうに行なわれておるわけでございす。埼玉県では転入がむしろ東京より多い。埼玉県、神奈川は七・六％の転入がございまして、むしろ多いわけでございす、これは最近の傾向がここにもあらわれておりますように思ひます。それからたとえば大阪で見ていただきますと、自分の中、大阪の中で動いておるものが六・四％、他府県からの転入が五・七％、他府県への転出四・一％というふうな形でございまして、これは主として大都市を中心にして、あるいは大都市の近郊を中心にして動いておるから、これから見まして二〇％程度のものは動きがある。私も、多少特定の移動の激しいところで調べました結果も大体そのようでありまして、激しいところでは二五％以上にもなるような転出入の流動の状況がございす。

○小濱委員 ただいま局長からお示しいただいたように、二五％、三〇％のところがあるわけですね。そうしますと、百九十九万人の市民がおるとしますと、年間、約三割と見ますと五十七万人、月にすると四万七千五百人ずつ移動していることになりす。これはよく御存じだろうと思ひます。が、最初に正確な掌握をしたとしても、その後こ

のような姿で移動を毎月毎月繰り返していくわけですね。このことの後の把握がどうなっていくのか。私もこの趣旨に対しては非常に賛成であります。どうしてもこういう点が将来に賛成で残すのではない、こういうふうな点に賛成で残らないわけですが、その後のこれができ上がったあとの正確性をどうやって保つていくか、この点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○長野政府委員 確かに大都市を中心にしたしまして、御指摘のように、非常に激しい人口の流動状況でございす。しかしながら、それだからといって、住民の地位に関する記録というふうなもの、これが不備でいいというわけにはまいりません。これはやはりその居住という点のいかんによりましていろいろの権利が認められておる。すし、義務づけられておる。その点で、あらゆる法令の中で非常に大きな部分を占めておる重要なことでございす。その点で、そのままで不正確でいいというものではございせん。したがいて、いかにでもしてこの正確性を確保いたしますために努力をしなければなりません。そこで、今回の届け出につきましては、そういう転出者につきましては、結局、この転入とか転出とかいう場合につきましては、いわゆる移動証明と申しますか、通常で言いますところの移動証明に相当しますもの、あらかじめ転出するときにはそういう説明を得まして、そうして新しいところへ転入をしていく、こういうことを一応法律の上でも義務づけまして、そういうことで、ほかからやってきたというこの移動証明を前の市町村で発行してもらうというふうな点によつて、一応のつながりをつけておるわけでございす。

それからまた、戸籍との関係におきまして、戸籍の附票という制度で戸籍とつながっております。これは従来から、わが国民たる者は、出生でありますとか、婚姻でありますとか、死亡でありますとか、養子縁組みでありますとかというふうなときに、これは当然戸籍届けをするものだといふことは、従来国民の一つの常識となつて植いつけられておりますから、そういう戸籍の届け出があり

た。たとえば、いま局長の示されたような移動証明あるいはその他の方法をもつて転出をしてまいります。私どももその点で質疑をしていくわけでありすが、何とか正確を今後ともいつまでも続けていっていただきたい、こう念願して質問しておるわけでありす。

二十年住んでおつて、選挙もやってきた、多分載つておるだろうといふことで、私も行ったことありませんが、中には二十年間もこの土地に住んでおるが、入場券の出ないところ、入場券を必要としない土地で、投票所へ行つたところ、自分の名前が載つてない。それで問題になつて、そしていざこざを起しておつたようだけれども、結局あなたが見ないんですから、責任はあなたにありますよと言われて、けんかになりやうがない。その人はせつかく一生懸命努力をして投票所へ行つたにもかかわらず、できなかったというふうな事例をわれわれはたくさん聞いておるわけでありす。自治大臣がここにおられますので、今後のためにも非常に聞いておきたいと思つて申し上げておるわけですね。その理由を聞いてみますと、安心感もあるのでしょうか、あるいは仕事に忙しいので、なかなか役所へ行く時間がない、せつかくの休みは、そのほかの用に追われて縦覧に行くことができなかったというふうな例がたさんあるわけですね。今度の場合にも、そのことは言えると思ひます。

さあ、十七億かけてできた、そして役所では非常に事務能力が上がるであらうといふことで、これは安心したと思ひます。案になつた役所では非常に喜ぶのでありますが、その後に来るものの把握がまだ完全にできない。だんだんと複雑になつていくであらう。そうなたときに、予算は、あるいはその責任はだれにあるのか、こういうふうになつていくと思ひます。局長の先ほどの答弁はよくわかりますが、そういうことも想定されますので、われわれ心配するわけですね。そういうことについて、もう一度局長、お答えいただきたいと思ひます。

○長野政府委員 先ほど申し上げましたように、今度の住民台帳におきましては、選挙人名簿は去年に引き続いて登録する、国保とか年金あるいは食糧配給の関係も住民台帳に基づいて処理していくというふうなことになります。そういう意味で、住民が届け出一つで済む。しかも、この届け

出は本人でございませうけれども、世帯主がかわつて届け出をすることができるといふ道も開いておられます。そういう意味で、少なくとも転入、転居、転出という場合には、一べん必ず行かなければいけない。しかしながら、一べん行けば事足りるんだ、こういうPRと申しますか、周知宣伝というものを十分にいたしたいと思ひます。また、市町村長の場合は、定期なり、必要に応じて調査をして、正確性を期するといふことになつております。また、個々の行政にそういうふうに住民台帳を用いますので、個々の行政を処理していく上の機関が、住民台帳に登録している記載が正確でないといふことを発見することもできるわけでありまして、そういう場合には、この法律の十四条にもその規定がありますが、それがあらゆるところから通報ができるようにいたしておりました。その通報に応じて市町村長は、住民台帳の記録を正確な記録とするために、記録の訂正その他といふものを常時行なうといふことで、真実に近いものにしていくといふことをぜひいたしたいと考えておるわけでございます。台帳に載つておる限りいいんだ、台帳に載つておらなければだめなんだという、台帳主義というものに全く徹するといふかっこうにだんだんなつてまいらると思ひます。

しかしながら、同時に、台帳の真実を反映しないといふことになりまして、これはまた国民に対して非常に不利益な結果を及ぼすことにも相なりまして、行政そのものが正確でないといふことになりまして、したがひまして、この両方を正確にいたしますためには、台帳の整備、台帳をめぐります各種の行政において十分に正確性を期するような配慮を加える。この二つで考えていくよりほかないだらうと思つております。

○小濱委員 これは、自治大臣は行ったことがあるかどうか分かりませんが、横須賀には、住所を明らかにしない、届け出をするといふと、そのこととがいろいろな意味で自分の生活に不利益になるんだといふような生活環境の人があちこちにずい

ぶん働いてゐる。それから厚木方面だと、大和方面にもそういう人たちがずいぶんおられます。外人相手の仕事をしておられる方、横浜でも南京町等がございまして、それから横浜には、約三万人といわれる寿町のどや街、南千住のような、こういう姿のところもございまして、私もこの問題を取り上げて、何とか努力をして生活の安定をはかつていきたい、このようにずいぶん立ち入つたそういうことまでもやってきたつもりですが、なかなかこれは解決できないで悩んでおりますが、今度の問題も、そういう届けを出すことを忌みきらつておる人がたくさんおるわけですから、そういう人たちに對してはどういうふうにお考えになつておるか。局長からお願ひしたいと思ひます。

○長野政府委員 行政の立場から申しますと、そういう人に対しては、基本台帳としては、市町村長が努力をいたしまして、その届け出あるいはそれにかわる職権による記載といふものを遂行していくといふことによりまして、真実に近い記録の整備をはかるというほかはないと思ひます。罰則の適用その他の問題もございしますが、要は、そういうことで努力するほかはない。

ただ、問題は、そういうことになりまして、ならば、基本的に台帳だけのことでなく、結局、そういう人たちに對する行政のあり方というものの、食ひ違ひの問題ではなからうかという気がいたしますが、そういう基本の問題の理解を、誤解に基づくことも多いでございまして、それから、そういう努力もあわせて行なうことによつて記載を確実なものにしていくといふほかはないと思ひます。

○小濱委員 「世帯主が居出を行なう場合」ということで、ここには世帯主にかわつて世帯主がその届け出をするということもできますし、あるいはまた世帯主がこれにかわつてできるよになつておりますが、この転入届けが「転入をした日から十四日以内」とここには書いてございまして、それから転居届けも、「転居をした日から十四日以内」あるいは世帯の変更届けにおいても、十四日以内に届けをしなくちゃならない、こういうよになつて

てゐるわけですね。この十四日というのは、いろいろとお考えになつてこの数字が出てきたんだと思ひますが、私もものいままでの体験の上から、これは非常にむずかしい期間だなといふふうに感ずるわけですが、そういう点でお考えはございせんか、局長、お願ひします。

○長野政府委員 この十四日というのは、二週間でございますけれども、これは住民登録法におきまして届け出期間は十四日といふことになつております。特にこれを私どもとして変更して、延ばしていくといふことにすべきかどうかを、いろいろ検討いたしましたけれども、これを特に延ばすことが、正確性を維持するためにたしてプラスなのか、かえつてマイナスなのか、調査会の御意見も、いろいろ論議がございしましたが、結局從來からこういうものは十四日、こういうことで、国民のなれてゐるものでやつたほうがいいんじゃないかといふような結論になりました。十四日というようにいたしたのでございまして。

○小濱委員 そのあとのほうに、この法律の規定による届け出は書面でしなければならぬとあつて、いろいろ毎日に追われなければならないために戦つておられる方が、届け出のために来たところが、書面でやらなければならない、こういうことになつた。達筆な方、こういうことになれてゐる方なら問題がありませんが、その点で帰るとか、書いてもらつてまた届け出にくるとか、そういう問題が起つてしまふと思ひます。先ほどの世帯主あるいは世帯主が居出をするという問題については、かわつて知人、友人が居出をするといふことはどうかといふことと、いまの書面でやらなければならないといふことで、あとではまた罰則という問題が出てくるわけですが、十四日以内——局長さんは十四日は二週間だと言われましてけれども、二週間といふと、ほんとうにあつたという日にちなんです。そういう点で、それができなければどういふふうになつていくのか、その二点、もう一度局長からお願ひしたい。

○長野政府委員 書面にいたしましたのは、今度の住民台帳に記載されるということが、やはり住民の権利の行使、住民たる地位の公正証書といひますか、そういう証拠力のあるものになるというやうな面でも重要でございまして、書面にいたしておるのでもございまして、そこで、そうなるという書けない人——字の書けない人はあまりないと思ひますが、書き方が非常にむずかしいといふことがあつたと思ひます。そこで、そういうことがあつて十分に届け出できないといふことになつては困りますので、その点では市町村にも十分連絡をいたしまして、職員がかわつてその話を聞いて代書するとか、いろいろな方法によりまして、書面による届け出といふことの結果、届け出が十分行なわれぬといふことのないやうにぜひともつとめてまいりたいと思ひます。それから世帯主が世帯主にかわつて行なうこともできますし、世帯主が本人にかわつてやることもできます。それを本人が直接持つていかなければならないかといふ問題でございしますが、これはまあ代理人と申しますか、使者と申しますが、そういう者が届けるということを否定するものではございせんし、書類を書きますのは本人なり何なりがちゃんと書きまして、それをだれかが持つてくる。正確にそれが本人が届け出るといふ形があらわれるやうなかつたよう届け出をしていただきますれば、それを代理といふか使者といふか、いろいろあると思ひますが、そういうことは届け出ができるといふふうに私どもは考えておりますし、そのように指導したいと思ひます。

○小濱委員 最後に自治大臣にお願ひしたいのですが、いろいろとその衝に当たつてゐる人の意見も聞いてみたのですが、やはり非常に将来に問題が残るであらう、むずかしいことだ、こう言つておるのです。完全なる掌握はとうていこれはできない。一生懸命努力してみますが、まずしようがないであらう、こういうことを聞いてきたわけでありまして。長野局長の参議院以来のいろいろな会議録を見させていただきまして、ここでも答

弁を聞かしていただきました。何か確信があつて、そして必ずその目的に沿うような努力をしていくというこの決意はうかがうことはできますけれども、どうも実際その衝に当たっている人たちの心配はそうでないようです。そういう点で将来に問題が残つてはなりませんので、この際、大臣の御意見を一べんお聞かせいただきたい、こう思います。

○農林部大臣 市町村といたしましては、住民の実態を正確に把握するというのは、もう市町村自体、住民に対するいろいろな行政をする上においての責任であるわけでございますから、市町村があらゆる努力を払つてその正確を期するということは、これは当然やらなければならぬ仕事だと思ひます。そのためにこの法律の中にも、正確を期するための仕組みをいろいろ考へておるわけでございまして、これらの仕組みを十分に、一方においてその衝に当たる市町村の職員が努力を払うことが必要であらうと思ひます。また住民側に対しまして、こうした趣旨を十分広報宣伝をいたしまして正しく届け出をする。しかも今度はいろいろな問題を一つの届け出で済ませられるわけでございます。たとえばそれから選挙権の発生もありまして、食糧の配給も受ける。あるいは国民年金、国保等の問題も一つの届け出で済むということでございます。しかも、いわば住民の権利の行使の一つの手段にもなるわけでございますから、住民に十分徹底をするというようにも考へていかなければならぬと思ひます。実際に職員が、はたして一〇〇％正確に把握できるかどうかというのを心配されるということは、確かに良心的な考へ方だと思ひますが、あらゆる努力を払いまして正確を期するようにしてまいらなければならぬと思ひます。またそのために、将来これを実施するにあたりまして、もし費用の点等でさらに考へなければならぬものがありますならば、これはやはり財政的な裏づけも、国としても考へていかなければならぬ。いづれにいたしまして、もうそうした各方面の努力に相まちまして、こう

した第一線行政の基本になる台帳でございます、しかも唯一の台帳になるわけでございますから、正確を期するように、最善を尽くしてまいりたいと考へる次第でございます。

○小濱委員 もう一つだけお願いします。

最後にお願いしておきたい点は、住民基本台帳の作成でございます。住民基本台帳はあくまでも個人単位に統合すべきである、このように私は思ふわけですが、この点ここでは、その例外処置として世帯単位を認めた理由はどのようなわけでしょう。局長お願いします。

○長野政府委員 お話のとおり、私も結局、将来ともに個人単位で考へていくほうがいろいろな行政事務の処理上も便利だと思ひます。ただ現実問題といたしましては、各市町村において相当、世帯で考へたほうがよいという市町村の意見もあるようであります。そこで、個人票だけにすゝまといふだけでは実態に合わないという意見もございまして、世帯単位にすることもいいということ、ある程度例外を認めるような形で実態に合わせるようにいたしたわけでございまして、

○小濱委員 この中に「適当である」と認めるときは」と書いてあるのです。この「適当である」と認めるとき」ということの説明をもう一度お願いしたい。

○長野政府委員 市町村によりまして事務処理の方法とか保管の問題とか、現にこれに類したようなものを世帯単位で扱つておつて、そのほうになれておるといふようなところも実はあるわけでございます。そういうところでは、事務処理上とかカードの保管とか、いろいろな関係でそのほうがいいと判断をするところもあるわけですね。そういう意味で、この「適当である」と申しますのは、市町村が住民基本台帳の精神、趣旨を実現する上で、世帯単位ですることのほうが市町村としては適当だと思ふとき、というふうに考へております。市町村の判断であります。

○小濱委員 これで終わりますが、いま大臣から御意見を聞かしていただきましたが、非常に正

確にでき上がったあとの事務処理に問題が残るであらうということが一つ、非常に掌握のしにくいという地域が全国的にたくさんある。そういうところの正確性をどうやってつかんでいくのか、こういうことに問題点はあると思ひますが、今後ひとつ一その努力をお願いいたします、私の質問を終わります。

○龜山委員 次は、林百郎君。

○林委員 最初に局長にお尋ねしますが、言うまでもなく、民法には住所とそれから居所という規定があります。これは本件の住民基本台帳の住所とだけいいのですか。

○長野政府委員 住所は、もう先生御承知のように、民法に言います住所と同じ住所を考へております。居所と申しますのは、多少そこへ継続しておるけれども、住所というほどでないということのようでございます。生活の本拠としてそこまでのところに至つていないということでございます。ここでは、そういう意味の居所はこの中に入れておりません。

○林委員 そうすると、二十四条に「転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならぬ」とあります。この「あらかじめ」というのは初めて本法に出てきたわけですが、移る前に届け出なければいけないというのです。これはたしか、あらかじめ届けなければ罰則が実際にあるわけですね。これはどういうわけですか。住民登録法によりますと、住所を変更した者については「住所を定めた日から十四日以内に転入届をしなければならぬ。だから新しい住所に移つてこれ住所です。だから生活の本拠が移るわけですね。けれども、移ろうと思ふ者がもう届けなければならぬ、届けなければ罰則だというのはどういふことですか。どうしてそんなことをしなければならぬのですか。

○長野政府委員 この転出届け出と申しますのは、あらかじめその人がAの市からBの町へ移るといふときに、私はいつ何日Bの町へ行く予定だということをしてAの市に届け出をしてもらう、こういうことでございます。その意味は、あと転入のときにいわゆる転入証明書を持って転入先に届け出をしてもらう、こういうことにいたしましたのでございまして、それによつて、転入者の前にいたところから、こちらに移動してきたということ、を正確にあつづけた、こういうことでございます。

○林委員 そうすると、あらかじめというのは、どの程度の段階のときがあらかじめになるのですか。

○長野政府委員 これは本人がまず転出をしよう、移動しようということをきめましたとき、移動以前、こういうことでございます。

○林委員 さて奥さんと相談したり子供と相談したり、転出するにはいろいろなことをやつておるわけでしょう。そのとき、おまえはもう女房に相談をかけておるに届け出をしないから罰金二千円だなどということになるのですか。まだ主観的な、どうしようかという段階だつてあるわけでしょう。どういふ場合があらかじめという客観的な二十四条の規定になるのですか。こんなことは何もする必要ないじゃないですか。こんなことは

○長野政府委員 いまのお話でございますと、家族もみんな承知して、荷づくりを大体終わらせよう、と私は思ひます。

○林委員 そうすると、荷づくりを始めても届けなかった場合、あらかじめ届けないことになるのですか。荷づくりをする前にはいいのですか。それとも荷づくりはしたけれどもまだ迷つていて、運送屋に運送契約をしなければいけぬかどうか。これはどうもちょっとむづかしいんじゃないですか。荷づくりだつて、荷づくりを十あるうち三つしたのがもう罰則の適用があるのか、どう認定するのですか。

○長野政府委員 いまのは少し私も十分なお答えでなくて恐縮でございますが、荷づくりをしまして、荷づくりを送り出してしまかまいせん。本人

が動かない以前であればかまわないと思います。

○林委員 では、本人がまだ十分移らなくて、あっちに行ったりこっちに行ったり、一部の荷物は向こうに行っているけれどもまだこっちにいる。しかし向こうの様子を見に行つて、一週間のうち一日、二日向こうにいる。しかしまだどうもはつきりしないという場合はどうなるのですか。

本人が移らないというのは、住所として本人がこっちにいて向こうにすつかり行つていてもいいというなら、住民登録法にあるように、新住所を設けて二週間たつて届けさせればいいのじゃないですか。向こうに行つても住所がまだこっちにある間はいいというなら、あらかじめならぬじゃないですか。あらかじめというのはまだ本人がこっちに居るけれども向こうに行きそうだしというときがあらかじめでしょう。あなたの言うとおりに、あらかじめでなくてもいい。向こうに行つてすつかり住所をかまえる態勢になればそこで届け出ればいいということになるので、住民登録法と同じでいいじゃないですか。

○長野政府委員 いま、一週間のうち一日、二日行つて様子を見てまた帰ってくる場合はどうかというお話がございましたが、要するにそれは詰めてまいりますと、結局住所が移つたか移らないかという判断で一致することになります。この場合のあらかじめといふのは、法律的にいえばそういう意味では住所が移らない前、住所がまだBのところに移らない前に行なうということに結局はなると思ひます。

○林委員 だから、住所がAからBへ移ろうとするでしょう。移つてからなら問題ないが、移ろうとするとの認定は、どういふ表徴をもつて移ろうとするということになるかというのです。移つたというならわかるのですが、住民登録法にあるように、移つてから二週間たつたら新住所の届け出をしなければならぬ。「一の市町村の区域内で住所を変更した者については、新住所を定めた日から十四日内に転居届をしなければならぬ。」これなら住民登録法にあるわけですから、移ろうと

するといふ、しかもそれを届けなければ罰則まで適用されるという象徴というのはどういふのかということになるのではないですか。こんなことで届けなければならぬ、しかも届けなければ罰則が適用される。そう思いませんか。向こうへ移つて新しい住所が確立されたときは届けるということはどうしていけないのですか。どうしてもわからぬのです。

○長野政府委員 新しい住所がいつAの点からBの点へ移つたかということになりますと、住所認定の一般の問題ということや関連しまして、特定の場合には非常にむずかしい例も出てくるかと思ひますが、一般的には、いよいよここを引き出して出ていくときが、普通常識的に住所を移るということとございまして、それほどその時期というものがむずかしいとは思ひないのでござい

○林委員 いろいろの場合が考えられるわけですが、たとえば子供が大学へ行こうとして、荷物は送つたけれども、まだ場合によっては残つて勉強しようとする、あるいは予備校へ行こうとする、あるいはよその学校を受けようとする。しかし一応荷物は、予備校なんかの関係もあるから東京へ送つた。しかしまだはつきり予備校へ行こうか、受かつた学校へ行こうか、あるいはよその公立学校へ行こうか、私立学校へ行こうか迷つてゐるに、おまえはもう荷物をつくつたから、もう住所を転出するんだ、それを届けなければ罰則だなんだということになるのですか。それはどうなるのでしょうか。あなたの言うように、荷物をつくつたということが基本的な基準になるなといふことなら、荷物なんかいろいろの場合につくりますから、それだけが二十四条の基準といつていいのですか。

○長野政府委員 私が、先ほど荷物をつくつたと申しましたのは、話だけのときにはまだ意思がきまらぬじゃないかというお話がございましたので、あらかじめという、一番最初のあらかじめは

どのあたりかといへば、いよいよよう移動計画もできた、向こうの先もわかつておる、いつ幾日移動をするために荷物をつくらうやというところになれば、大体そのころからはあらかじめの範囲内といつてもいい。しかし、あらかじめの最後のところはどうかといへば、これはほんとうに住所がAの点からBの点へ移るとするその前だ、こういうことになると思ひのであります。

○林委員 この附則の十一條の三項に、「市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されてい

個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されてゐる者とみなして、その者に市町村民税を課することができ」とあるでしょう。だから、かりにあなたの言うように、転出届けをするためにはあらかじめ届け出をさせておいて、そして転出証明を持たせて、そして向こうへ転出届けをさせたいからこういうことも必要だといふようなことも言

○長野政府委員 住民台帳に記載されてい

○林委員 だからそういうことをどうやって認定するの、たとえば一年といつたつて、居所として行く場合があるわけですからね。そういうものは居所ではない、これは住所を変えたんだ、本来この二十四条によつて届け出をしなければならぬのに、君は届けておらないんだ、だからこの罰則を

ておくべきだといふ考え方が一つござい

○林委員 そうすると、かりにあなたが例に引

○長野政府委員 住民台帳にも載つておる、その

○林委員 だからそういうことをどうやって認定

適用するんだというようにことをかかって認定されれば、いや私は永住するつもりではございません。一年か二年とあえずここに住もうとて来たわけですから、まだ二十四条で適用されるべきものじゃないという争いが起きた場合にどうするかという問題になるわけですよ。それはそれが認定をするのですか、そういうことは……

○長野政府委員 結局お話しの問題は、そこが本人の居所であるか住所であるかという認定の問題にかかっていることになると思います。したがって、結局それは住所認定というものをどうするかということになるわけでございます。これは住所はいわゆる生活の本拠であるという客観的事実と、いわゆる本人の意思が必要だといふことがいまままでいわれておったこととございますが、実際のたてまえの認定権者は、第一には市町村長にあり、市町村長間で意見を異にした場合には、この法律の三十三条で都道府県知事が決定をする。それからさらに裁判所で争うということになるわけでございますが、結局住所認定という問題については、大体多年にわたる取り扱いというものがおおむね確立をしておるようになつてございまして、それに従つてやつていく、こういうことになると思います。

○林委員 ですからそういうむずかしい——あなたは簡単に、いや荷物をつくれば大体一つの表徴でしようなんと言いますけれども、大体そんなことは問題にならぬでしょう。居所を定めるために荷物を置く場合もある。だから非常にむずかしい問題がある。どうしてそんなむずかしい問題を設定して、しかも罰則まで。私はどうしてもわからないのです。憲法で居住の自由というのは保障されているわけでしょう。こういう罰則を加えて、憲法で保障されている居住の自由を重大な制限を加えることになるのではないかと。そうまで考えられるわけですよ。しかしこの問題だけで質問していると時間がかるから、次の問題に移ります。

附則の十四条、十五条を見ますと、住民基本台帳の規定による届け出があつた場合に国民健康保険の届け出、国民年金保険の届け出があつたものとこれまたみなされるわけですね。そして、その資格者は国民健康保険の保険税、年金の掛け金を取られるわけですよ。そういうことになるわけでしょう。ちよつとそれをお聞きします。

○長野政府委員 届け出を統一するという効果を持たせましたために国民健康保険法なり国民年金法の一部を改正するのでございまして、お話しのようなことにむしろならせようという目的でございます。

○林委員 しかし、この国民健康保険なり国民年金法なりも生活の關係いろいろで、法律ではそういうことがあつても、いま掛け金やいろいろの關係で、どうしてもかけられないという人があるのですよ、実際問題としては。そういうのを、住民基本台帳に記帳したから、国民健康保険に對するどんな考えを持とうと、国民年金にどんな考えを持とうと、おまえは金を払わなければいけぬのだということを言うのは、これまた住民基本台帳に届け出るといふ国民の意思を不当に拡大してこれを利用することになるのじゃないですか。国民健康保険、国民年金に入りたい人に届け出させればいいじゃないですか。それで、そのほうは目下思案中だというのに、君は住民基本台帳に届け出たから、もうそのほうはいやおうなしに払わなければいけぬということになる、国民健康保険税や国民年金の掛け金を取るために住民基本台帳をつくる、漏れた者はみんなびしびし調べて取り上げるのだ、この意図を持っていてと言われても過言でないじゃないですか。そうなりませんか。

○長野政府委員 国民健康保険、国民年金は、入つても入らぬでもいいというわけではございませんので、一定の条件のもとにある国民は当然に加入をさせられるというように義務的になつておるわけですよ。ただこの場合には、国民健康保険の保険料を納める場所が、住所を移動すると同時に移動していくわけでございますから、国民健康保険法を改正しないままにいたしておきましても、こ

の關係においては別個の届け出義務が生ずるわけですよ。国民年金についてもそのとおりでございます。したがってそれを、届け出を一つすればすべての届け出をしたことになる、こういうことにすることをむしろ目的としておるわけでございます。自由意思を拘束するとか、もう少し考えさしてこれというようにすることで自由になるというやうなものとして、この法律を加えることによつてそれを強制しておるという性質のものではないでございます。

○林委員 そうなるのですよね。たとえば国民健康保険にしても国民年金にしても、これは税金じゃないと思うのだから、社会保障なんだから、私は国のそういう社会保障の恩恵を受けなくともいいという人があるのを、いや君は住民基本台帳に届け出た以上どうしてもこの国の社会保障制度に加盟すべきだ、掛け金を取るべきだということになると、国民健康保険なり国民年金というのは一種の徴税になるじゃないですか。社会保障の本質を失つちゃうじゃないですか。そんな強制的にするということは、いまはあなたの言うように届け出義務があるにしても、自分はそういう社会保障に自分のいまの家計の都合から入るわけにいかないという人に対しては、そんな強制していいんです。それじゃ一例を聞きますけれども、国民年金法の適用で国民年金の掛け金をかけなければならぬ人で、かけておらないという人がどのくらいあるとお考えになりますか。現在国民健康保険に加入すべきだと思ふけれども、いろいろの都合で国民健康保険に入つておらないと思われる人がどのくらいあるとお考えになりますか。数字を言つてみてください。

○長野政府委員 どうもおこたば返すようで恐縮でございますが、いやしくも国の法律によりまして当然に加入すべきものとなつておりますものについて、届け出義務がこのために課してあるわけでございます。その届け出義務が課してある国民が、住所を移すことによりまして、住所を移すたびに届け出義務が生ずるわけでございます。そ

ういうものはどうせ届け出しなければならぬ。届け出をしないでもいいという御意見のようにも伺いましたけれども、私どもはそういうことはどうも考えるべきものじゃないと思つております。そうしますと、この届け出をするものが一つの届け出で済むというところが、届け出を統一化する、国民の届け出るほうからいって便利であるということになるゆえんでございまして、それを別々にしておくという議論は、かえつて、届け出義務をそれぞれの法律が別個に課するということになつて国民や住民のために不便である、こう考えておるわけでございます。

○林委員 それはあなた親切の押し売りというものです。国民健康保険や国民年金というのは社会保障でしょう。社会保障を適用されるかどうかにおまえは国の社会保障の適用を拒否しているから国民としての義務に違反しているなんということは言い過ぎじゃないですか。だからこそ、いまの事情としては国民年金の届け出、国民健康保険の届け出がなくても、それをどうしても届け出ろ、おまえやつていないけれども取るぞとまでは言つてきていないわけですよ。しかしこの住民基本台帳をやれば、自分の住所を届け出るというのだから住所を届け出たつもりでいるのに、おまえ住所を届け出たから国民健康保険の届け出もしたものとみなす、国民年金の届け出もしたものとみなす。それだけならいいですよ。同時に経済的な負担をかけるのじゃないですか。そんなことまで何で住民基本台帳でやらせる必要があるのですか。住民基本台帳は住民基本台帳として住民の届け出であつて、国民健康保険の届け出、国民年金の届け出は経済的な負担がつくのですよ、あなた方。その経済的な負担がしつ切れない人はやむを得ないじゃないですか。それを、おまえは住所の届け出したから国民年金も国民健康保険も届け出たことにして金を払え。そんなことを言えば、いままで金を払わぬ人も金を取り立てるための基本台帳じゃないですか。だから何人いるかとうことをいま聞いているのです。いままでは何としても實際

法を改正しないままにいたしておきましても、この關係においては別個の届け出義務が生ずるわけですよ。国民年金についてもそのとおりでございます。したがってそれを、届け出を一つすればすべての届け出をしたことになる、こういうことにすることをむしろ目的としておるわけでございます。自由意思を拘束するとか、もう少し考えさしてこれというようにすることで自由になるというやうなものとして、この法律を加えることによつてそれを強制しておるという性質のものではないでございます。

の取り扱ひ上で、保険税の支払いや年金の支払いは自分はやむを得ない、そういう金のかかる社会保障制度では、私はいまそういう恩恵を受けなくてもいいと言う人もいるのに、いやそんなことは許さぬ、ぜひ金を出せ、住所の届けをしているじゃないかということまでいくのは行き過ぎじゃないですか。だから何人いるかちよつと数字を言つてください。この適用を受ける人が何人いるか、そんな数字を調べないで法律をつくるということはないでしょう。

○長野政府委員 昭和四十年の十月三十一日現在で、国民年金の適用を受けます者は二千七十一万一千二百五十八人となっております。それから四十一一年の八月現在の調べで、国民健康保険の適用があります者は四千三百七万三千三十一人、こういうことになっております。

先生御指摘の問題は、届け出の義務が國民にありますのは、一つの届け出にすることはむしろ届け出を簡便にするゆえんであつて、これが住民基本台帳法をつくります一つの目的でもあるわけでございまして、その点に私は何らの不都合はないものと考えます。ただこの免除とか猶予とか、いろんな問題との関連をどうするかという点は、それぞれそれこそ國民健康保険法なり國民年金法それ自体の問題でありまして、住民台帳法で統一をするから不都合である、こういう議論にはならないものと思ひます。

○林委員 そんなことを聞いているのではないのです。いま住民基本台帳の届け出をすれば、国民健康保険や国民年金の適格者であるけれども、届け出をいままですていなかったという人が、みなされて今度は経済的負担が加わるという人は何人という推定ですかと聞いているのですよ。

○長野政府委員 そういう資料はいま持ち合わせしておりません。

○林委員 どうして。住民基本台帳というのは住所でしょう。届け出義務は住所を届け出るというのじゃないですか。そういう経済的な負担のかかる届け出は、届け出別にしたっていいじゃないか。

どうして一本にしなければいけないのですか。役所の都合か、あるいはそういう市民税だとか国民健康保険だとか、あるいは国民年金だとか、そういうものを特別取り立てたい、そういう意図があるんじゃないですか。何で一本の届け出をしなければならぬ。いろいろの届け出があったっていいじゃないですか。そう思いませんか。

そこで、それじゃあなたの方に聞きますが、あなたはああいう親切なことを言うけれども、それじゃ三十四条を見ますと、市町村長は必要があるときに認めるときはいつでも第七條に規定する事項について調査することができる。これはどういふことなんでしょうか。住民登録法によると「事実」に反することとを疑うに足りる相当な理由があるときは、事実の調査をすることができる。『事実』に反することとを疑うに足る相当の理由があるうがなからうが、市町村長は、あの人と目をつけたらどんなことでも調査することができる。何でもそんなことまでやらなければならぬのですか。どうして前のこの住民登録法のように、もし「事実」に反することがあれば調査することができる、これをさらに職権的に強める必要があるのですか。

○長野府委員 市町村長が何でもかんでも調査するというのがございまして、この「七条に規定する事項について調査をする」と書いてございまして、何でもかんでも調査するということではございません。そうして必要があると認めるときに申しますのは、七条の記載された事項についての調査が必要なきということにすぎないわけでございます。

○林委員　だから事実に対することを疑うに足る理由があつたらやればいいのでしよう。それを事実に対して反しようが反しまいが、市町村長がやる。しかもその質問に対して答弁しない者は五万円以下の罰金でしよう。そんなべらぼうな話がどこにあるのですか。一体あなた、それでもほんとうに民主的な権利を守るためにこの法律をつくるとお考えですか。あれはどうも事実と違ふらしいから、しかもそれが事実に対することを疑うに足る相当

な理由でしよう。そういう場合には職権で調査することができるところが今度は、事実と反することを疑うに足る理由があるうがなろうが、あなたの言うように七条については市町村長は何でも調べにいける。もし聞いたことに答えなければ五万円以下の罰金だ。たとえば場合によっては思想的な調査、あなたは笑うかもしれないけれども、公安調査庁が行ってどういうことをやるか。あるいは自衛隊にあの人は適格であるかどうかということを調べに行く。しかしそんな公安調査庁が調べ、警察が来て調べ、意図を受けて市町村長あるいは市町村の吏員が来て調べる。私はそういうことに答える必要はありません。私は自衛隊の関係について、そういう関係のことについてお話しする必要はありません。私は警察が来て言われてもそういうことは答える必要がない、そう言ったらあなた、質問に答えないといつて五万円の罰金になるんじゃないですか。どうしてここに少なくとも「事実と反することを疑うに足る相当な理由があるときは」市町村長が調べることができると——しかも五万円以下の罰金を食うんですからね。どうしてそうしないのですか。

○長野政府委員 どうも少しお話が、非常な範囲の広がったようなお話を受けるのでありますが、繰り返して申し上げて失礼でございますけれども、七条に規定する事項について調査するということは、公安調査庁とか自衛隊が何とか、そういうのとは別に關係ございません。七条に規定する事項は、一、氏名、二、出生の年月日、三、男女の別云々ということでございまして、この点を調

査するのであります。したがってまた御指摘ありましたが、調査する必要のない、疑うに足る必要のないところまでのこのこ出かけていって同じことを聞くという、それが行政上の能率があることとは私どもも思えない。いやしくも市町村長たるものが必要があると思うときは、事実を確かめたいという何らかの理由、正当な理由がなければ、私は調査するものではなからうと思ひますので、その点では市町村長の行政上の責任というも

のにまかして少しも差しつかえないことではなからうか、こう考えるわけであります。

○林委員 七条には国民健康保険の被保険者、国民年金の被保険者、みなあるわけですよ。その調査をするというのでしょうか。その調査について答えなければ罰金だというのでしょうか。住民の登録をするための住民基本台帳にこういうことまでも調査をさせて、そしてしかもその調査に答えなければ罰金まで科すということをなぜさせる必要があるか。しかもあなたの言うように、市町村長またはその委託を受けた吏員がそんなに職権を乱用するおそれはない、おそらく事実に戻するというようなことを疑うに足る場合にやるといふんなら、どうして明記してはいけませんか。住民登録法にはちゃんとそういうことが書いてある。いやしくも国民の基本的な権利を守るために、そういうことが心配になる場合は、住民登録法に書いてある字句をどうしてここへ入れてはいけないのですか。あなたがそこでそんな心配はないといふんなら、なければなおその字句を入れたらいいじゃないか。どうして入れないのですか。

○長野府委員 お話しのうちに、七条には国民健康保険とか国民年金、米穀類の消費者関係の事項、これはすべてでございます。この関係につきましては、先ほど来申し上げますように、国民としてその一定の要件に該当いたしております者は届け出をし、それに加入し、その加入することによりましてその権利を行使するといいますが、そういう利益を受けることもできるわけでございます。単に保険料を負担するだけだというしろものでもございません。したがって、むしろそういうものと一緒に権利の行使を正確にやらしたいということが、この基本台帳制定の一つの理由でございます。そこで、そういうことはもういかぬということでございますと、これは意見が違ふということになってしまふわけでございますが、むしろ届け出を一つにし、台帳を一つにして、正確な住民の記録である、それに基づき行政事務処理というものが正確にできるということが

望ましいというのが大方の考え方でありまして、それに従つてこの法律を立案をしたようなことでございます。

それからまた、市町村長に調査をさせる範囲が広過ぎるようなお話でございますけれども、その場合といふものは、私は必要があると思へる場合に調査するということで、それでよろしいんじゃないだろうか、こう考えておるのであります。

○林委員 当該吏員をして関係人に対して質問させるんですよ。その人のところへ行つて聞くばかりではなくて、近所の人も聞くことができるのですよ。近所の人が、私はそんな近所の人のことを言うのはいやです。近所の人が言わなかつたからといって罰金に処することができるとなると、そんな法律をどうしてつくるのですか。関係人です。それから当該吏員といふのはだれとだれですか。あなたが考えられるすべての役人の名前を言つてみてください。それから関係人といふのはだれですか。三十四条の三項です。

○長野政府委員 当該吏員と申しますのは、この調査について市町村長から権限委任を受けた吏員を、当該吏員と呼んでおります。

○林委員 警察でもだれでもいいでしょう、委嘱を受ければ。

○長野政府委員 当該吏員と申しますのは地方自治法に申しますところの事務吏員、技術吏員でございます。警察職員等は含んでおりません。

○林委員 いいですね、それで。

○長野政府委員 関係人と申しますのは、私どもとしては、本人のほか、その属する世帯員、同居者などを関係人として考えておまして、隣近所の人が関係人だといふふうには考えておりません。

○龜山委員 ちよつと林さん、あとで太田さんが、明日ちよつと都合が悪いそうで、きょう質問なさるそうですから、どうぞ御協力願います。

関係人なんといふのは、だれだつて聞けるでしょう。二千人の市民や——あなたは笑つていられたら、あなたは役人でもつて調べるほうの側にばかり立つて、調べられたことがないから、へらへら笑つていられますよ。幾らでも、関係人なんといふものは近所隣だれでも調べられますよ。そして、おまえは役場の取り調べに協力しなかつた、質問に答えなかつた、だからおまえは五万円以下の罰金だといふことはいふと、ここに保証ないじゃないですか。それじゃ、どうして本法にいう関係人とはこれとこれをいう、そういうように制限しないのですか。そんな、ロジャあなたは、私は同属の、家族、同居人だと思ひますなれど、法律にそんなことが書いてなければ、こんなものはどうでも適用されますよ。そういう適用されないといふ保証が、あなたどこにありますか、言つてください。

○長野政府委員 この七条に関する事項について調査をして記録の正確性を確かめるということについて、直接関係がある者を関係人と称しておるわけでございます。その点では、御指摘のようにならざるも関係人が広がるといふふうには私どもも思つていないのであります。隣におります者がその点で関係人であると当然には考えられないのでございまして、まあその点は解釈論でございすから、いろいろなケースをいまここで直ちに予定して、範囲がこうだといふことをはっきり申し上げることもなかなかできませんけれども、関係人といふものの範囲は、七条の事項の調査にあつて当然に関係をしてくる者をもつて関係人と考えるわけでございます。

○林委員 あなた、そんなことを言つたつて、法律は一たん適用されて施行になれば、あなたが口で言つたことだつて、書いてなければしょうがないじゃないですか。関係人と書いてあるのだから、近所の人だつて、隣に住んでいることで関係人だ、何で私の質問に答えないので、私はそんな近所の人のことを言うのはいやです、それなら君、第三十四条で罰金があるがどうかと言つて、

調べないといふ保証がどこにあるかと言ふのです。あなたの言うようだったら、法律で明記したらいけないですか。国民の住所を調べるのに、答えなければ五万円の罰金をかけて住所を調べるなんていう国はどこにありますか。そんなことは、何か意図がなくて、すなおにこんな法律が考えられますか。

それじゃお聞きしますが、三十六条の、国または都道府県知事は必要があるときは、台帳に記録されている事項に關し資料の提供を求めることができる、この国という中には、公安調査庁や防衛庁は入りませんか。

○長野政府委員 入ります。

○林委員 入るじゃないですか。だから、公安調査庁や防衛庁が基本台帳に記録されている、記録されていふ事項に關し資料の提供を求めた。まだどうもこの点が不十分だからといって、もつと調べてくれといふ。それじゃあなた、国の資料を求められておるのだから、市町村長はそれを満たすために公安調査庁なり防衛庁から頼まれたことを行つて聞かざるを得ない。どうも本人はつきり言ひや答えないから五万円以下の罰金でおどかしてやれといふことがない保証がどこにあるかといふのです。あなたの言うように、ないといふなら、関係人とはこうだ、そういうことをちゃんと記載したらいけないじゃないですか。

○長野政府委員 國の機関が資料の提供を求めることができますのも、住民基本台帳に記載されておる事項に關することに限られるわけでございます。それ以上のことについて資料の提供を求めることは認められておりません。したがうして、それ以上に發展をいたしましていろいろと資料の提供を求めるといふことは、この法律からは出てこないのでございます。

○林委員 出てこないなんて、あなた一人がそんなこと言つたつて、そういうことを、この七条がいろいろの尋問することができるといふことを含んでおるわけでしょう。たとえば「戸籍の表示。ただ

し、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨」、そうして本籍はどこだ、どこで生まれたのだ、いままで何してきたのだ、そして刑務所に入ったことがあるかないか、いろいろなことを幾らでも調べられるじゃないですか。そこで、しかも、国または都道府県知事が必要があるときは、だから幾らでもあらゆる機関がそういうことを求めることができる。

そこで防衛庁のほうへ今度お聞きしますが、さつきから適格者名簿の話を聞いておるのですから、参議院の答弁で見ますと、重点県、第一次の重点県、第二次の重点県といふのですか、これはどういふ區別でこういうものをきめられたのですか。

○平井説明員 第一次、第二次といふ先生のおこたばでございまして、重点県と申しますのは、特に重点県といふ名前を設けて、しかも、それを指定したといふような要式行為とか、形式をとつておるわけじゃございませんで、昭和四十年年度にいわゆる都道府県、市町村の組織を通じて行なう組織募集の推進のための一つのテストケースとして四つの県を選んで、その四つの県に重点市町村を設けるとか、その他のいろいろな組織募集推進の試行をやつていただく。これが昭和四十年年度でございまして、そこでこの昭和四十年の四つの県を通常昭和四十年年度における重点県といわれておるわけでありまして、引き続きまして昭和四十一年度、その四県の成果といふものを見まして、全国四十六都道府県に組織募集といふものを推進していただくいろいろな依頼の文書を出しまして、各都道府県に、昭和四十年にその四県やつていただきました例とか、その他の前例等を含めまして、全般的に推進していただく、そういう要領を流したわけでございます。その要領を流して実施したわけだ、段階で、先ほど御説明いたしました十六の府県、この十六の府県が比較的前から組織募集の推進について努力をしていただいていたいきさつがございまして、重点市町村の指定の教とはかの県と比べまして、数を多くしたい。その他の方法

につきましても、他よりもさらに積極的にやっていた、そういう形が生まれて、これもまたやはり一つの重点県というふうにならなければならぬ。そういういきさつで、四十年と四十一年の四県と十六府県が設けられたわけでありま

○林委員 四十年重点県というのは長野、茨城、栃木、福井の四県、こう理解していいかどうか。それから、四十一年は、青森、宮城、千葉、岐阜、愛知、奈良、鳥取、山口、愛媛、福岡、熊本、鹿児島と考えていいかどうか。それから、さつき言うように、第一次重点県に何で長野、茨城、栃木、福井をいれるモデル県として指定したのか、その理由をお聞きしたい。

○平井説明員 昭和四十年の四県、並びに昭和四十一年の十二県が加わりまして十六県になります。ただいま先生からの御指摘の名前のおりでございます。

それから、昭和四十年にテストケースとして茨城、栃木、長野、福井の四県を選びましたのは、一つは、北海道とか九州というような、われわれ東京の立場から見まして比較的遠距離にないところ、逆に申しますと比較的に近い県で、わりあい交通も保てる、それから、従来からいろいろとわれわれのほうの地方連絡部なり、方面総監部等との募集事務の連携に關しまして、比較的積極的な申しを、協力的と申しますか、そういうことで実施していただいていた県として、この四つをとりあえず選ばしていただいて、試行していただいたわけです。

○林委員 それで、現在全国で一千の地方自治体で名簿の作成をしていると答弁しているが、これはこれでいいかどうか。

それから、自衛隊適格者名簿というものは、一体どういう記載があるのですか。これは今度の住民基本台帳法の第七条——ちよつと、法律あります、自衛隊の人に見せてください。第七条の記載事項、これとどうつけ加えているか、あるいは、これでないものがあるか。ちよつとあなた、調べて

ください。

○平井説明員 第一番目の問題につきましては、約三分の一ということで、千ぐらいということでございます。

それから、第二番目の適格者名簿の記載事項でございますが、先ほどの御質問のときにお答えいたしましたとおり、約一千ほどの市町村でつくっていただいている適格者名簿の記載要領は、全部まちまちでございます。別に統一した企画を設けておりません。したがって、記載要領というものにつきましても、防衛庁で統一したものはないと思いますが、通常記載されております、また、適格者名簿の目的から見ると必要とされます事項を今回の法案の七条と比較して見まして、私どもの立場で申し上げますと、氏名、出生年月日、男女の別は、おのずから男子だけになっておりますので、これはもちろん必要でございませぬ。要すれば、世帯主、それから世帯主との続柄、それから住所でございます。この程度の項目を考えております。

○林委員 備考欄は当然あるわけでしょう。

○平井説明員 ただいま御説明いたしましたように、市町村によりまして、それぞれ様式が違っております。したがって、備考欄というものは、ある県におきまして、その県が、県内の市町村に対して適格者名簿の様式というものを一つの例として示した経緯におきまして、ただいまお話がございました備考欄というものを設けた県があるということ、私は、私も承知しております。

○林委員 実際はどうなっておりますか、自衛隊の適格者名簿を資料として当委員会に提出してもらいたいのですか。

それから、人員という、一千の地方自治体で何名の名簿が出ていますか。

○平井説明員 私のほうでは把握しておりません。

○林委員 どうして人数が把握できないのですか。

それから、その備考欄というところは、どう

いうことが書いてきてあるのですか。

○平井説明員 どうして把握できないかというところでございますが、防衛庁としては把握する必要があるからでございます。これはあくまで、最初御説明申し上げましたように、市町村が、自衛隊の募集に關する広報宣伝をみずから行なうための資料として作成していただいているというものが第一の点でございます。これはあくまでも各市町村の御数量におまかせしておるわけでございます。適格者名簿が全国でつくられて、それに何名の適格者、いわゆる適格者が乗っかっていくかというところは、私も承知する必要があるなということでございます。

それから、備考の欄に掲げます例といたしましては、たとえば自衛隊に二士の隊員として入りまして、自動車、自動車の運転免許を持っておる、あるいは特に大型車両の運転免許を持っておる、そういう公の資格を持っておる、これが、入隊いたしました後の、われわれのほうで申しますいわゆる職種と申しますか、たとえば大型車両の免許を持つております場合には輸送隊のほうに行つてもらうということもできるわけでございます。そういった意味の参考資料として備考に掲げているというふうに承知しております。

○林委員 あと二、三点です。

だんだん内容がそういうふうに出てきているわけですね。結局住民基本台帳が、今度は大臣に聞きしますが、それに資料として提出されないとすることはあり得ないわけですね。たとえば自衛隊法の施行令の百二十条に「内閣総理大臣は、自衛官の募集に關する必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」とあるのですよね。そうすると、この住民基本台帳は、これはもちろんこの自衛隊法施行令は百二十条の「報告又は資料の提出」の「資料」の中へ入るのでしょうね。自衛隊の募集について必要だから当該市町村の住民基本台帳をひとつ出してくれと言え

ば、出さなければいけないのでしよう。どうですか。

○藤枝國務大臣 この台帳法の法律案のほうにも、住民票の写しを何人でも請求することができ、もちろん、事務に支障があるときは断ることもできますけれども、請求できるようなになっております。また、いまおあげになりました自衛隊法施行令で、総理大臣が必要と認めれば、そういう資料の提出をさせることができると思ひます。しかし現実の、これは前任の關係が申すから申し上げるのですが、現実の問題として、自衛隊の最高指揮官としての内閣総理大臣が、募集に關してそうした資料を求める必要はないのじゃないかというふうに私は考へております。

○林委員 そんなことは、大臣が考へておられるだけで、これはいつでも資料として提出を求められれば資料として提出しなければならぬものだらう、こう聞いておられるわけですよ。これは結局徴兵制の下準備をこれでやると言つたつて言い過ぎではないのじゃないですか。たとえば、地方自治法の中にある別表の第三の五の四に「自衛隊法及びこれに基く政令の定めるところにより、自衛官の募集に關する事務の一部を行ひ、」とある。「自衛官の募集に關する事務の一部を行ひ、」というところも地方自治法にはありますね。これはは何をやっているのですか。

○藤枝國務大臣 自衛隊法九十七条で、自衛官の募集の一部を都道府県知事、あるいは市町村長に機関委任ができるようになっております。そうしてそれを受けて、いまお話しした自衛隊法施行令の百二十条ですが、これに、要するに、募集の事務の一部というものは、募集に關する広報宣伝であるということがいわれておるわけです。したがって、この住民基本台帳が利用できる、ということにかかわらず、自衛隊法九十七条の機関委任においてそういう募集事務の一部、いわゆる広報宣伝の事務が市町村に機関委任をされておる、こういうことでございます。

○林委員 そうすると、自衛官の資格者名簿の提出も、明らかに、自衛官の募集に関する事務の一部を行なう、これに該当するわけでしょう。そんな、広報活動しているだけだとすれば、自衛官資格者名簿というのは、法律上の根拠がなくて自治体が行っているのですか。それなら、自治体では直ちにやめさせたらどうですか。

○藤枝國務大臣 要するに、自衛官の資格者名簿をつくるという事は、市町村長が機関委任を受けて、自衛隊の隊員募集の広報宣伝をするためにそういう名簿を市町村長がつくっておる、こういうことではないですか。

○林委員 広報宣伝をするだけに何で名簿が必要なんです。広報宣伝といえは、常識でいえばポスターを張るとか、あるいは催しをするという事でしょ。資格者の名簿を提出するという事は、宣伝じゃないんですか。それじゃ、いまやっておる名簿の提出は、法律上の根拠はどこにあるのです。やらないでいいことを自治体はやっておるのですか。

○藤枝國務大臣 まず、広報宣伝をするために、自分の村に在る者のだれが自衛隊の隊員としての受験資格を持っておるか、これを調べて、その人たちに對していろいろPRをやるということ、これは機関委任を受けておる市町村長として、そういう便宜のためにやっておるわけでございます。

○林委員 だから、そういう名簿を出さして、その人たちに特定な広報宣伝をするということは、できたら、その人たちに自衛官に応募してもらいたい、こういうことからやっておるわけでしょう。名簿を出させる、その人に文書を配付し、そして自衛官に応募してもらいたいということであるわけでしょう。その名簿をつくっておるという事になれば、これは昔のいわゆる徴兵のためにつくった名簿といつても過言でないじゃないですか、その人たちに自衛官に応募してもらいたいための名簿をつくっておるのですから。同時に、その名簿とこの住民基本台帳とは両

輪のごとく運用されて、必要な場合は両方が補足し合う、こういうことが考えられるわけでしょう。

○藤枝國務大臣 先ほど申しましたように、基本台帳制度ができるといふのを問わず、自衛隊法九十七条で、募集の事務の一部を都道府県知事または市町村長が機関委任を受けておるわけでした。したがって、その範囲において市町村長が広報活動をやるといふことは、この基本台帳とは何ら関係のないものでございませう。

○林委員 基本台帳を使い、さつき局長も計っておるのです。自衛隊法の施行令の百二十条によつて「内閣総理大臣は、自衛官の募集に關し必要があるとき、必要な報告又は資料の提出を求め、長に對し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」その資料の提出の中には、もちろん住民基本台帳も入つておるのだ、こう言つておるわけですよ。そうすると、この住民基本台帳を、自衛官の募集に關し必要があるといふで提出を求められれば提出しなければならぬじゃないですか。その一つの資料となり得るんじゃないんですか。同時に、自衛官の資格者名簿の作成について、またこの住民基本台帳が利用されないという保証は何もないわけでしょう。そして、しかも、この住民基本台帳を調べるには、関係人に調査をさせて、その関係人が質問に對して答弁等をしなければ五万円以下の罰金に処するといふ強制力まで持っている。少なくとも、これが自衛隊法施行令百二十条の「自衛官の募集に關し必要がある」と認めるとき」の資料になり得るのだといふことは言えるでしょう。

○藤枝國務大臣 もちろんなり得ます。

○林委員 それでは委員長、もう一つだけ……非常にこの問題重要ですから、私は、あらためてまたお聞きしたいと思います。

そこで、大臣にもう一つお聞きしておきますが、これは自衛隊法の中にも、それから地方自治法の中にもありますけれども、地方自治法は「治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があ

ると認める場合に自衛隊の部隊等の出動を要請し、天災地変その他の災害に際して」云々、これは別ですよ。天災地変その他の災害に際して財産の保障でなくて、治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があるとき認められる場合に自衛隊の部隊等の出動を要請することができる。一方自衛隊法のほうでは、自衛隊法百三条によりますと、「都道府県知事は、長官又は政令で定める者の要請に基き、病院、診療所その他の施設を管理し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対してその取り扱う物資の保管を命じ、又はこれらの物資を収用することができ、

ときは、長官又は政令で定める者は、都道府県知事に通知した上で、自らこれらの権限を行うことができる。」これは資格者名簿にからんで、自衛隊法と地方自治法のほうで規定されている。治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があることを認める場合には、都道府県知事は自衛隊の出動を要請することができるという、この規定ですね、自衛隊法の八十一條。それから地方自治法の別表三の五の四、これも委員長非常に重大な問題ですから、後にまたゆつくり聞きますけれども、これはどういふ場合を想定しておるのですか。

○藤枝國務大臣 この八十一條は、治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合、都道府県公安委員会と協議の上出動を求めるといふことでございませうから、おそろく、その地域に對して相当大規模な暴動等の起こつたことを予想しておるものと考へております。

○林委員 相当大規模な暴動というものはだれが起すのですか、だれがどういふ事態で起すのですか。あなたがいま想定されている場合を説明願ひたい。

○藤枝國務大臣 これはどういふ事態か、おそろく、現在の日本においてそのようなことが起こるとはわれわれは考へておりませんけれども、ただ自衛隊法の予想しておりますのは、全国的な非常

な内乱のようなものではないけれども、地方において、その地方の、たとえば警察力によつては鎮圧できないような大きな騒擾、暴動が起こつたといふことを予想しておるものと考へております。

○林委員 だから、自民党佐藤内閣の考へておる暴動といふものは、労働者、農民が民主的な闘争をする場合、そういう場合、鎮圧するといふようにわれわれは考へておるわけですね。あなたは、想像してないと言つておるわけですね。この自衛隊法の百三条によれば、非常に具体的に、病院、診療所その他の施設を管理し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管、輸送を扱う者に対して、その保管を命じあるいは物資の収用、これは、あなた方はあなたの方の好ましくない民主的な運動を弾圧するといふことを、相当具体的に考へておるというようにわれわれは考へざるを得ない。この点についてはいずれまたあなたにゆつくりこの問題について聞きますけれども、自衛隊法百三条で物資の輸送とか、それから土地、家屋、医療施設の管理を握る、一方、人的な動員、人的な管理は、今度住民基本台帳をつくつて、これで人的な面を掌握する、私はこういうふうに本法については認定しているわけですよ。そうでなければ、この国だつて、国民が自分の住所を届けるのに自主的に届けなければい

のであつて、それに罰金を加え、罰則を加え、関係人まで調べ、関係人が答弁しなければ五万円以下の罰金をかけ、移ろふとする者はあらかじめ届け出なければならぬ、国民年金もあるいは国民健康保険でも、一たん住民基本台帳に届けた以上は金もとる、こんな制度なんかどこにもないわけなんですよ。だから私は、こういう反動的な法令、しかも、自衛隊法と密接な関係があり、治安出動と密接な関係のあるこういう反動的な基本台帳には、どうしても賛成することはできない。しかし、この問題については、いづれもう少し突っ込んだ質問をあなたにしたいといふことで、私のきよりの質問を終わります。

○龜山委員長 次は太田一夫君。

○太田委員 それでは、さっそくお尋ねします。

大臣、うしろで聞いておつてちよつと疑問に思つたのですが、林さんのおつちやつたような魂胆がこの台帳の中にあるんですか、ないんですか。

○藤枝國務大臣 全然そういうことを考えておるわけではございませんで、しばしばお答え申し上げましたように、市町村の事務の近代化、合理化に努力をされておる。しかし、法令の障害があつてそれが十分実を結んでいない。そういう点をとらえまして、そうした障害を除いて、そうして、片や住民の側も便宜を得、しかも、事務の能率があがるようにしたいというだけのことでございまして、全然そういう魂胆はございません。

○太田委員 立案を一番よく知つておる長野局長、あなたも、これがそのような黒い政治の手先となつて、変なふうに横歩きしてしまふというような心配は絶対ないと言えますね。どこかに危険性が隠されておりますか。

○長野政府委員 そういふ御心配は絶対ございません。

○太田委員 いまの二人の発言は、公式に記録にとどめられておりますから、今後この法の適用にあつては、十分ひとつこれが威力を発揮するようになり期待します。当然そうあるべきだと思います。そこで、これはひとつ局長にお尋ねしたい。住民台帳のひな形、お持ちでございませうか。

○長野政府委員 住民台帳のひな形はつくつておりません。と申しますのは、従来各法令によりますところの届け出の様式、台帳の様式が非常に事務の合理化を阻害したかっこうになつておりますので、それぞれの市町村におきまして住民票の様式等は自由につくつてもらう、こういうふうに考えております。

○太田委員 しかば、変更事項の届け出様式のひな形も同様でありますか。

○長野政府委員 届け出についても同様でござい

ます。○太田委員 しかば、ちよつとお伺いたしますが、その住民台帳というものの様式のひな形がありまけんからわかりませんが、その中に書くのは、この七条に、十二までの項目が明記してありますから、これ以外のものは書かないのですか、書かれることはないのですか。

○長野政府委員 法律で予定しておりますのは、これだけのことでございませう。ただ、市町村が多少事務処理上の問題として、住民についての実態把握として、ほかのことをこれに書かして調べることもあるか、ないかという問題でございませう。それにつきましては、たとえば、給水を要するところでありまうとか、下水の整備が必要であるとか、ないとかという行政上の処理の必要から、住民票といひまうとか、この法律のいう住民票じやございませうが、現在市町村がつくつておるものの中にも、そういうものを加えておるものがあると思ひます。私も、そういうものは行政上の便利があればやつても差しつかえないだらうと思つております。

○太田委員 したがつて、第七条に書いてある記載事項というのは限定されたもので、つけ加えるとするならば、そういうような住民福祉の居住条件に関するもの、たとえば、その家は水洗便所になつておるか、その家は水道がなくて井戸を使つて飲料水を取つておるかというものはつけ加えられることはあるけれども、その他のこと、いまのような妙な目的のために、黒い目的のために使われるようなものはひそんでおらない、つけ加えることはない、こう理解してよろしうございませうか。

○長野政府委員 そのとおりでございませう。

○太田委員 しかば、血液型がここに載ること

はありまけんか。

○長野政府委員 そういうことは予想しておりま

せん。

○長野政府委員 そういふことも考えておりま

せん。

○太田委員 国民健康保険並びに国民年金等がこれに記載されることになつておりますが、その内容については、各個人の所得とか、ある程度プライバシーに属するようなものが記載されることはありまうか。

○長野政府委員 この住民票は、法律にも書いておりますように、何人でも閲覧ができますし、住民票の写しも何人にも交付することができるようにしております。でございませうので、いまお話のようなプライバシーに関するような問題については、この住民票の記載事項にはないわけでありま

す。

○太田委員 そうすると、それ以上、この条文によつてつけ加えることができないれば、そうわれ

われは疑わしく思わなくてもいいのですが、書かれたカタログ、ひな形というものが出されま

せんから、そこで大きな備考欄なんかあつて、特記すべき事項なんか出てきては困まるような気がする。できれば明朝でも、ある特定のところでテストされたひな形でもありましたら、ひとつ、それをお出しをいただきたいと思ひます。

○太田委員 簡易裁判所において判定されること

であるといふのでありますけれども、これは市町村長においてある程度判定をされてよろしいのじやありませんか。二週間以内に届け出をしなかつたから、それで二万円だといふことになれば、この過料といふのは、いままでの習慣からい

まして、ずいぶんの金額になりますね、いかがですか。

○長野政府委員 これは過料の中でも、この部分は簡易裁判所で判決を下すものでございまして、市町村長が認定をする余地のないものでござい

ます。したがつて、簡易裁判所の判断によりまして過料が課せられる、課せられないということがきまる、こういうことになつております。

○太田委員 そうすると、四十四条の「二万円以下

の過料に処する。ただし、」のただし書きといふのは何ですか。「その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。」これは何か刑があるのですか。

○長野政府委員 先ほど申し上げましたが、この住民票は、住民の権利義務に関する公の書類でございまして、刑法にいわゆるそういう権利義務に関する公正証書であるといふ考え方が、最高裁判所の判決でも確定をいたしております。したがつて、やはりその虚偽の届け出によつて間違つたことになりまうと、偽造罪といひま

そういうことになるわけでございます。それに当たったものについては措置いたす、こういうことになるわけでありませう。

○太田委員 それはそうですね。ですから、今度新たに課せられる過料と申しますのは、転入、転出、転居等の届け出は「一週間以内、これはもうっかりしておきます」と、忘れ者全員に対して非常に不当な高い過料を課せられることになるので、す。しかも、これは個人でしよ。一家五人が引越しますと、二千元かける五人で一万円です。

○長野政府委員 これは二千元以下の過料でございます。まして、そういう意味で、五人一発で一万円になるという事例でございますと、まあ、裁判所のほうの判決は、しかるべきところに落ちつくだろうと思ひます。

○太田委員 だから、このところは一般住民が非常にも込みがたい。今度の台帳を整理するといふことが、いま最初の大臣の話にもありましたように、あるいはまた提案説明等にもありますように、何かサービス強化であるといふような印象を最初持っていた。調べていくほどに、どうも罰金のほうが中心であつて、きつい統制が何かかけられるといふような印象を国民が受ける。それは私にはおそろしいと思ふのです。過料の適用については十分な配慮をすべきだと思ひますが、配慮をしようといつたら、これは意味がなくなるから、だから届け出るほうが配慮すればいいわけですね。一年前にこちらへ越してきたけれども、実際に最後の荷物に着いたのが昨日であります。一言言へば、これは窓口において何ともするわけにいかないといふことでございます。

○長野政府委員 実際に住所の移転が完了したのが昨日であれば、それは昨日ということに相なりませう。

○太田委員 そのことを即、何条かの違反に当たる、該当するかしないかをきめるのは、その窓口で聞いた方で、係官ですね、係の吏員でございますね。

○長野政府委員 住所の認定は一係がきめるというふうな問題ではございませんので、あくまで客観的事実に基づきまして認定をされる、こういうことでございます。

○太田委員 だから、それはどうやって調べるのですか。転入届け出あるいは転居届け出を出しますときに、それは事実はどうあるかなんといふことを一々調べるのですか、チェックするのですか、しないでしょう。窓口において調べるのじゃないですか。

○長野政府委員 現実の取り扱いをいたしましては、その届け出を受けまして、一々実態を調査するといふことが、はたして可能であるかどうか、そういうことになりませうと、現実の受付をしております係のところで書類の整理をいたしますから、届け出者の届け出に不審のかがない、不審の点がないといふことであれば、おおむね、その人がいつどこに住所を移したといふことと合致した処理がされることは多からうと思ひます。

○太田委員 したがって、窓口においてある程度フリーパスで受理されれば、問題がなかったと届け人は考えてよろしいですね。

○長野政府委員 おおむね、そういうことになろうかと思ひます。

○太田委員 黙つていて、あとで罰金だといふことにならないように。大体において九九・九%そういうことである。

それから、もう一つお尋ねしますが、本案が施行されれば、地方住民へのサービス低下になるような問題はございませんか。例をあげてみますと、これは直接関係はありませうが、戸籍抄本をいただくに行きます、また、戸籍謄本をちょうだいしたいといふときに、いままでより不便になることがありますか。

○長野政府委員 そういうことは全くございません。

○太田委員 もう一つお尋ねをいたします。それは、これを実施するについての費用というのが先ほど来議論されておりますが、ほんとう

の数字はどれだけですか。どれくらい要すると目算をされておりますか。

○長野政府委員 制度の移行に伴います経費は、約十七億圓くらいと考えております。

○太田委員 十七億圓要する中で、約半分くらいしか国はめんどうを見ない。あとは持ち出したといふわけですが、十七億そのものが非常に過小評価だといふ説もある。そこで、機械としてはどんな機械を買い、買うべき主たるものは、一単位の自治体として、どういふものを予定されておりますか。機械なら機械、ものならもの。

○長野政府委員 この法律を施行いたしますために、たちまち何か新しい機械を購入するといふようなことを考えておるわけではございません。むしろ、この法律の主要な部分は、住民登録法に基づく住民票といふものを、この法律の住民票に適合し、移行できるものはなるべくそういうことにいたしまして、そして、円滑にこの新しい住民基本台帳法に基づく住民票のほうに移り移っていくように、むしろ考えたいと思つておるのでございませう。そういうことで、正確な従来の住民票がこの住民票に移つていくような実質的な運営といふものも、十分可能でございます。そういうことをいろいろ考えますといふと、約十七億圓といふことで大体やつていくのじゃないか、こう考えております。

○太田委員 一枚の住民票と住民台帳のカードの値段は、おそらく、これは相当上質の記録紙をお使いになるだろうと思ふのですが、単価幾らですか。

○長野政府委員 これはもう紙にもいろいろございまして、高く出せば一枚十圓の紙もあるようでございます。安く出せば一圓くらいのものもあるようでございます。これはいろいろなやり方がございませう。それで、むしろその機械の整備の状況によりましては、あまり厚い紙を使うことがよろしくない場合もございませう。そこは地方団体が用いておりますいろいろな施設なり、設備なりとの関連でいろいろ考えていかなければならない。画

一的には申し上げられないのでございませう。

○太田委員 私は、わかつておると思ふのですが、あまりたくさんかり過ぎる予算といふことに相なりますと、今度の国のほうの用意がありませんから、そこで、そういうふうに一応疑問符を打たれておると思ふのですが、紙は相当長く使用に耐えるものでなくちゃいけないでしょう、また、明瞭に書かれるものでなければいけないでしょうといふことが私はあると思ふ。同時に、それをやるためには、今後リコーのセットであるとか、保管庫であるとか、しまいは電子計算機まで要するんじゃないだろうか、こんな気がしてならない。科学的な時代、科学と技術の時代ですから、そういうものはどんなにいい設備をなさつてもいい。それはどんな費用を出してやらしてくださいます。

ただ妙なやうに曲がついていかないように、住民に妙な威迫感を与えないように頼みたい。それから、いまの紙等におきまして、明朝、単にこういう内容といふことじゃなくて、このやうな紙を使つたらいいと思ひましたら、どこかでテストをおやりになりました紙質がありましたら、それをもお見せいただきたいと思ひます。ぜひ間違いないやうに運用していただきたいと思ひます。よろしうございませうね、大臣。

○藤枝國務大臣 御趣旨のやうに運用してまいりたいと思ひます。

○山口(鶴)委員 たいへん時間も経過しましたので、簡単に御尋ねをいたしますから、簡単に明瞭にお答えを願ひたいと思ひます。

最初に、この住民基本台帳と自衛隊の適格者名簿、この関係についていろいろお尋ねがありました。まず、防衛庁のほうにお尋ねしようと思ひますが、地方財政法の十二条といふのがございまして、この防衛庁に関する経費は、一切これは国が持つといふことが規定されているわけですね。で、この地方自治法の別表によりまして、都道府県や市町村に対して自衛官募集に関する事務の一部を委任するといふことが規定されております。

が、その委任されております一部、それについては、全部防衛庁が持たねばならぬという地方財政法の規定です。しかし、現実にはそうならないでしよう。なぜ地方財政法違反を防衛庁はあえてやっておるのですか。

○平井説明員 地方財政法十二条の趣旨に基づきまして、われわれのほうから都道府県ないしは都道府県を通じて市町村にお渡ししております委託費の額は、必ずしも十分とは申せません。しかし、現在お渡ししております委託費の範囲内で、各都道府県、市町村で自衛官募集の事務をやっているというふうな、そういうふうな承知しております。

○山口(鶴)委員 大臣、お尋ねします。この法律で規定されておりますものは、私は議論はありますが、これは一応認めてもいいと思うのです。ですから、ポスターを張るとか、PRとか、そういう仕事の際に限られておいて、しかも、防衛庁が自治体に流します経費の範囲内で仕事をすることということとならばいいですが、それ以外の、適格者名簿をつくるとか、よけいな仕事をつけて、しかも、地方財政法に違反して自治体によけいな負担をしなければならぬというふうな事態に對しては、自治大臣、これは断固たる態度で対処していただきたいと思いますが、この点はどうか。

○藤枝國務大臣 まず第一に、例の適格者名簿でございますが、これは市町村長が、県に委任されました自衛隊員の募集の広報宣伝のため必要だと思ひなつてつくることが、これはそこまでとめさせる必要はないと私は考えるわけでございます。

それからいま一つは、いま御指摘のように、機関委任で防衛庁から出された経費の範囲で市町村は広報宣伝をやられたいのでございまして、それ以上の経費を、少なくとも国の側から使わせるようなことをしてはならぬというふうな考えます。

○山口(鶴)委員 もう一つ言いますと、防衛庁が流します経費以外のことについて、これをやって

もらいたいというふうなことをすること自体これはよろしくない、こう理解してよろしいわけですね。

○藤枝國務大臣 少なくとも国の側が、その自分の流した金以外のそれ以上に市町村費をもつて行なうというふうなことを強制したり、懲罰したりすることは適当でないと思ひます。

○山口(鶴)委員 防衛庁の人事二課長ですか、おたくのほうは、国が出しております経費以外のことについて要請したことは一度もありませんか、はつきりここで言えますか。

○平井説明員 ございませぬ。

○山口(鶴)委員 これは権威ある国会の場で、防衛庁の代表者が明確にお答えしたのですから、その点は今後お忘れなく対処していただきたいと思ひます。

それでは、時間が詰まっておりますから、ほかの問題に移らしていただきますが、自治省からいただいた基本台帳法案参考資料を見ますと、住民台帳制度合理化調査会というものをとおつくりになって、その調査会という御検討をされておるようであります。ただいま太田委員のほうから、この住民基本台帳が、いわば黒い政治に使われることは絶対ないかというふうな趣旨の御質問がありまして、それに対するお答えがあったわけでありまして、この基本台帳法案の第七條には、十二項目にわたつて非常にたくさん、この資料を見てみると、調査会がいろいろ検討して、そうして「大体、意見の一致をみた現段階における案を」一応提出することとした。「こう言っておるわけですから、そうしますと、一応の案が出て、法律としてつくつたのがこれであつて、さらに検討が進められれば進められるほど、いろいろな事項をこのおしまいの十二以下につけ加えてつくるのじゃないかという感じがいたすのであります。そういうことはありませんか。ここにはたくさん書いてありますよ。さつき御指摘のあった血液型についても入れたらどうか、それからさらには、手帳制度と

いうものを採用したらどうか。外国へ行きますと、みなパスポートみたいなものをその国の国民が持つておりますが、そういう手帳制度を考えたらどうか。その手帳には、中学校卒業時に写真を貼る、二回目には二十歳になったら貼る、第三回目には三十歳になったら貼る、また四十歳になったら貼る。五十歳でも貼る、それ以上はないようでありまして、それぞれの世代における写真を貼る。そうして、もちろん血液型もございまして、そのほか技能に関する事項、身体障害の事項とか、運転免許証とか、あるいは、予防接種とか、ありとあらゆるものをこの手帳に書き込むというふうな案が出てくるんじゃないですか。これでは、先ほど来各委員から御指摘のあったような懸念が出てくるのではないかと思うのです。どうしてこんな膨大なものを考えているのですか。これは自治省が出したのだけれども、一切考えない、住民基本台帳法としては、ここにあります十二項目以上のことは絶対につけ加えない、この約束ができませんか、大臣。

○藤枝國務大臣 先ほど局長からもお答え申し上げましたように、十二項目、それにもつけ加えることすれば、市町村長が住民福祉のために役立つと思つて自分の行政事務のためにやるようなもの、先ほどお話がありました、下水道がどうかとか、水道がどうかとか、そういうことでございまして、それ以上のものをつけ加えるという気持ちには全然持つておりません。ただ、手帳制度につきましては、先ほどもお答え申し上げましたが、そういう御意見もありまして検討をいたしたのでございませぬ。しかし、現在の段階におきましては、手帳制度までいくのはどうかということを考えたわけでございますが、いまお示しにもありますように、外国などでは手帳制度というふうなものをもつておるところもございまして、手帳制度については、その内容については必要最小限度のものにいたしまして、今後手帳制度というものを検討することはいたしたいと存じますが、少なくとも、この基本台帳制度につきましては、現在

在の法律で要求している項目のほかに、いま申し上げたようなもの以外には考えておりません。

○山口(鶴)委員 局長に聞きましょう。資料を出しになったわけですからね。

これを見ると、血液型もあるし、さつき言いましたような手帳制度並びに手帳の交付年月日を住民基本台帳の中に入れるという案が出てくるじゃないですか。さつきは局長のほうも、これ以上のことは考えていないと明確に答えたわけですね。この資料との関係はどうですか。

○長野政府委員 これは合理化調査会におきまして市町村のほうから出された案の中にこういうものがありました。また、個人から出された案の中に、いわゆる手帳制度のようなものも出ておるのをごいいます。それで、市町村のほうでも、非常に基本的なものをいぶん整備していくことのほうが、結局住民のための利便、行政の処理の上の利便からいへばよろしいというふうなことで、非常にたくさん、項目が並べられた案が調査会に出たわけでございます。しかしながら、調査会ではいろいろな角度から検討をしまして、いまここに提案しておりますような項目に限るべきだということで、これらの案は取り入れられなかったわけでございます。そういう関係で、いま手帳制度につきまして大臣が申し上げましたが、むしろ住民からいへば、その中でそういう意見が出たのは、これは役所のほうにだけ持つておる台帳になつてしまつておるけれども、住民に持たしておけば、住民と地方自治体はどういうかわりがあるかということもよくわかつて、かつて地方自治に関心を持つたのじゃないかというふうな動機から、そういう議論が出たのでございませぬ。

○山口(鶴)委員 そうすると、この資料は、将来はこういうものも考えますというところではなくて、こういう案も出たが、先ほど局長も答弁したようにこれに限る、こういう意見になつたので、これを参考までにお見せをする、こういう意味に受け取っていいわけですね。

○長野政府委員 そのとおりでございます。

○山口(鶴)委員 その点は、ひとつ大臣も明確にしておいていただきたいと思うのです。手帳制度について考えると、これは日本としては革命的な事柄です。そういうものを軽々に考えるというふうなことは、私は問題だと思えます。先ほど、これ以外のことは考えぬということなんでしょうから、ひとつ、その点は明確にしておいていただきたいと思えます。そうでありまさんと、ただいままで議論されたようないろいろな懸念がある。この十二項目以外は考えぬということとを明確にしておいていただきたいと思えます。

それから次は、聞くところによりますと、住民票を電子計算機のシステムに乗せるようなことも考えているということが巷間伝えられるのでありますが、そういうことは全然考えませんか。

○長野政府委員 住民票、住民基本台帳そのものは電子計算機に乗せるというふうなものではないと思えますけれども、これに導き出すための基礎的なもの、あるいは補助的なものをいわゆる電子計算機で整理していくことは非常に能率がよいという考え方はあるようにございまして、まだそこまでのことを現実の問題として進めておるわけではございません。

○山口(鶴)委員 現実には考えていないということですね。

それから財政措置の問題です。先ほど太田委員からも、一枚幾らくらいだというふうなお話が あつたのですけれども、基本台帳を整備するため 大体一人当たり幾らくらい経費がかかるという ようなことは考えたことはありませんか。

○長野政府委員 先ほど申し上げましたように約 十七億円でございまして、一人当たり考えますと 十七億、こういうふうでございます。

○山口(鶴)委員 住民基本台帳作成について十七 億円で済むんだと言っておるのですが、 いただきました資料によりまして、昭和四十二年 度の自治省の大蔵省に対する予算要求を見い ますと、住民基本台帳制度の実施に必要な経費

として七億四千万円要求しておられますね。それが大蔵省の査定で一億一千八百四十一万円に削られた。そのために、私どもに示されました、自治省がこの基本台帳を整備するに必要な経費として、昭和四十二年に四億五千万、それから四十三年度に九億、合計十三億五千万、その他考えて十七億と云っているわけですが、これはおかしいじゃないですか。自治省としては、初めは七億四千万要求したのでしよう。とすれば、二カ年かれば少なくとも四十億円ぐらい必要だという当初の計算があつたのじゃないですか。それが大蔵省に予算を切られたために、突如として必要経費が減額をされてきた。この調子でいけば四十億ぐらゐ、補助金で七億ということでしょうから、そのほかに自治体を持つべき経費、当然基準財政需要額に織り込まれる経費、そういうものを考えれば、二カ年間で四十億ぐらゐ必要だということだつたのじゃないですか。この当初補助金要求の七億を考えると、それが大蔵省の査定で減つたとたん、しんどいというふうな受け取りざるを得ないのですけれども、七億四千万要求した根拠は一体何ですか。当然二カ年間で少なくとも四十億ぐらゐの金が必要という計算だつたのじゃないですか。

○長野政府委員 最初、この住民基本台帳に要する経費というものをいろいろ計算をいたしたわけでございます。その場合に、約十八億八千万円、十九億ぐらゐという計算をいたしました。その三分の二の十二億、要求する側でございますから多少いろいろと考えるわけでございますが、三分の二ぐらゐひとつ要求しようということで当初は発足をしておつたわけでございます。それを二年間というふうなことで、単年度六億というふうな要求にしておつたのであります。しかし、これは予算要求としては非常に早目に出すものでございまして、その形なり、考え方がだんだん固まつてまいります過程におきましていろいろと整理をいたし、いろいろとやっておりますうちに、現在のよう

なところへ落ちついた。現在のところへ落ちつくためには、十九億というものが大体十七億ぐらゐでいけるのじゃないかというのでございまして、当初の予定からいたしますと、約十九億が十七億になりましたところは多少縮まつておりますが、基礎としては、そういうもので考えておるのでございます。

○山口(鶴)委員 おかしいですね。十九億要すると言つていて、その中で補助金十二億です。二回に分けて六億要求したというふうなお話です。ところが、私も自治省のほうからどのくらい経費がかかるかという資料をいただきましたら、これは十三億五千万円しか要らぬような計算になつていまして、ありませんか。そうして昭和四十二年度が五億六千万で、国庫補助が一億一千七百万、それから一般財源として四億五千万円見ると、昭和四十三年度は同じような計算で十一億三千四百万という数字を聞かされた、当初大蔵省に要求したときの数字と、私どもに十七億とか十九億とか言つておりましたときも違つた、また、こまかい資料要求をいたしますと、その金額も十三億五千万というふうなやつで違つた、一体正確なところは幾らなんですか。

○長野政府委員 十三億五千万円と申しますのは、十七億の中から三億五千万円を引いた額になります。三億五千万円と申しますのは、両年度にわたつて国庫補助いたします額の合計でございます。それ以外に十三億五千万円が交付税の基準財政需要額の中に算入される。つまりそれで十七億、こういうことになっております。大体当初からいけば、十九億から十七億に下がったじゃないかという御議論は、確かに押寄せざるを得ないわけでございますが、そこからあとのこととは、大体平仄が合つていまして、よろしいと思ひます。

○山口(鶴)委員 一般財源が十三億五千万円、それから補助金が三億五千万円、そうして十七億、こういう算術ですね。そうしますと、十九億と十七億は一体どういふふうな違つたのか。それからまた、補助金の額が――あとで大蔵省の主計局次長さん

にもお尋ねしようと思つたのですが、六分の一に要求を減らしておるわけですね。その六分の一に減つても差しつかえないようなところばんが出てくるという自治省のそのばんのやり方も、私も外部から見まして非常にふしぎなことなんです。要求したものなら、その要求がだいたい減つたということになれば、当然これは差しつかえが出るでしょうが、減りも減つたり六分の一に減つて、しかも、その計画全体も何とかがつていけるというふうなところばんは、どうして出てくるのでしょうか。そういうのをしるうとにわかるように、よく説明してください。

○長野政府委員 これは、当初は国の補助というものを中心にして考えるべきだというふうな考え方も一つございまして、そうして十九億というふうな数字で、その三分の二の十二億幾らというものを要求したというふうなございまして。しかし考えようの一つは、そういう考え方も私どもは確かにあると思ひます。しかしまた同時に、住民基本台帳法というものの性格からいまして、これは本来自治体の住民把握という必要性というものがちゃんとあつて、そして、それに対して国のいろいろな法令なり各種の措置によりまして届け出がばらばらになつておる、これを合理化していくというものを基本に考えているんだという考え方、これが一つあるわけですね。そういう考え方からいけば、国がそれだけ見るというやり方がどうかという問題もまた出てくるわけでございます。結果において、現在のところは、その後者のほうの考え方に大体沿つたというところに相なるわけでございます。しかし、六分の一にしゅつとしようとしたまうというわけではございませんで、結局、それは全体としての財源措置として、十七億というものは計算済みである、こういうことでございます。

十九億が十七億になぜ減つたか、こういうことになりまして、これはいろいろ合理的な検討に検討を重ねていきますうちに、大体この辺で維持できるといふ線が出た、こういうことになると御了

承いただきたいと思つてあります。

○山口(鶴)委員 いろいろ各地域の実情なりあれを見ますと、たとえば、人口三十万くらいの市でどのくらいの経費がかかるだろうという、自治体としては当然そんなを置くわけでしょうから、そうすると、一千万円をこえるくらいかかるんじゃないか。大体多く見積もるところは一人当たり四十円。少なく見積もるところでも一人当たり四十円くらいかかるだろうということだそうです。そうすると、国全体では、少なくとも八十億から四十億なければ、これは実施できぬということになるんじゃないかと思つてます。そこへ持つていって、十七億と十九億の話をしましたが、それどころではない。それ以上の経費がかかるというのが突進だと思つてます。しかし、これもまだ実施してみなければわからぬということも言えるでしょう。当面一年これでやってみまして、とても地方の実態からいって、これではできぬ、一人当たり八十円なり四十円かかる、四十億なり八十億かかるという事態になった場合は、当然そういうことが考えられるのですから、そうした場合は、明年度の財政措置においてこれを考える、こういう気持ちは大変でございますか。

○藤枝國務大臣 まあ、従来のモデル地区などでやった実例その他を基礎にいたしまして、一応十七億という数字を出しておるわけでございます。これは非常に無責任な言動になるかもしれないが、いわば、やってみなければわからない要素があるわけでございます。したがって、そういうことで現実に今年度を経過いたしましたして、相当——たとえば一人当たりの単価にいたしまして、いまの金額を上回るといふようなことになれば、財政措置は十分考えていかなければならないと思つております。

○山口(鶴)委員 せっかく主計局の次長さんに来ていただいたおるのですが、どうせ大蔵省としては、六分の一に予算を減らされたのは、それは当然その根拠なり考え方があったと思うのです。しかし、現実に四十円なり八十円かかるということ

になれば、そうすると、めちやくちやに予算を切れることも非科学的じゃないかと思うのです。補助金でやるか、あるいは固有事務なんだから一般財源の財源措置でやるかという議論はもうあるでしょう。しかし、議論はあるとしても、総額全体としては、少なくとも四十億なり八十億という財源措置が必要ならば当然しいというところは、大蔵省としても当然考えていいのじゃないかと思つてますが、その点はどうか。

○相沢政府委員 住民台帳の経費の所要額につきましては、私も、自治省が実験的にやりました実績に基づきまして大体算定をしておるということでございます。その程度ならばできるのではないかと考へておつたわけでございます。したがって、これは住民台帳のどういふものを備へつけるかというふうなことにつきまして、細部にわたつて法令等の規定があるというふうなことになると思います。これはまた別でございますけれども、各市町村がそれぞれの判断によつてされることでもありますので、かかっただけ、あとでまた何分の一かを国がめんどうを見ようという性質のものではなく、性格といたしましては、本来自治体の負担でなされなければならないことに対して、制度の改変に際して、国が特に奨励的に出す補助金でございますので、そういった性格をもひとつあわせてお考えおきを願いたいというふうな考へております。

○山口(鶴)委員 しかし、さつき井上委員から、こういうものは本来自治体の作業の中からくふうをして、合理的なものをつくつていけばいいのじゃないか、しかも、国の法律で上からおつかぶせるのはいかかという議論があつたわけですが、法律をつくつて、上から、こういうふうにするにやらない、こういうことになるわけですから、当然この経費というものは国が見る責任があるのじゃないかと思う。自治体の創意くふうでやるならやれというなら、いまの大蔵省のようなお話でけつこうです。そうじゃないのですから、その点はいかがですか。

○相沢政府委員 その点は、この補助金の要求は、自治省からございまして、もとにも議論があつたこととございまして、本来ならば、そういう台帳の記載事項について法律で規制するにいたしても、これは各市町村がそういうものを整備しなければならぬというのを法律で定めるものでございまして、特にそのために国が補助金を出す必要はないのではないかと、われわれの意見だつたやうであります。しかしながら、やはりこういう制度を法律によつて定めるわけでございますので、その執行を確実にするといふ意味におきまして、特に奨励的に国が補助するといふ趣旨でございます。そういうことでこの国庫補助というものが算定されているわけでございます。

○山口(鶴)委員 補助金か一般財源かということ、私も申し上げたわけですが、どつちかで必要な経費はきつと見るといふことは、御納得をされるわけですね。

○相沢政府委員 それはお説のとおりに思います。

○山口(鶴)委員 金額は少ないですけれども、国が法律をつくつてそのような事務を自治体に、いわば押しつけるといへば押しつける形になるわけですから、この点は明年度、責任を持って政府が措置いただくことを強く要請をいたしておきます。あわせてお尋ねをしたいと思いますのですが、これだけです。

いま町村合併をいたしました市町村には、出張所なり支所というのがございますね。ここには大体住民登録などの事務をやつておるようですが、今後この基本台帳というのになりますと、この支所や出張所では仕事にならぬだろう、全部まとめてやらなければならぬから、支所や出張所は廃止していくというふうな傾向に拍車がかかることを私は懸念するわけですが、住民の便宜のために支所なり出張所というものがあつたわけですから、今回のこの仕事のためにそれが廃止されるということ、私は決して好ましい方向ではないと思つてますが、

その点、局長どう考へておられますか。

○長野政府委員 支所や出張所で取り扱つておりました届け出に関する仕事と、それから今度の住民台帳で統合されました届け出に関する事務、特に国保なり年金などの事務というものは個々の支所や出張所でなくて、本庁で取り扱つておるケースが多いように聞いております。

そこで、そういうものを住民基本台帳として統合された場合に、事務処理のしかたとして、どこでやるのが一番いいかということになります。窓口機能を一本にいたします問題と、お話がございました住民の利便という問題と、両面考へて事務処理なり組織の改変なり人員の配置なりといふものを考へていかなければなりません。私も、どうして考へる場合には、両方のやり方ができるように思ひます。支所や出張所に、従来本庁で扱つていたものを全部持つていってやるというやり方も可能でございます。それからまた支所や出張所が、いろいろな交通事情その他の面からそれほどでなくなつてもおるこの際、全部そういうところは統合したいというやり方も、これは可能でございます。ですから、これは一面、支所や出張所が必ず廃止され、統合されるということだけでは考へられないと思ひます。市町村の状況によりまして、事務の処理のしかた、委任のされ方、職員の組織なり職員の配置、いろいろなものを考へ、同時に、住民の利便というものを考へまして、市町村ごとに検討をし決定をしてもらう、こういうことでよろうかと考へております。

○山口(鶴)委員 ですから、私は、これはよつて住民側の福祉や便利をはかるために支所に権限をふやしていくとか、あるいはもう交通事情がよくなつたからそれはとめるとか、それはあり得るでしょう。しかし、それによつてこの際に行政整理をやつてよろうとか、合理化を進めようとかあるいは多少住民の不便は犠牲にしても、機構を簡素化していくとかいふようなことに使われてはいかぬということ。そうでない、あくまでも住民福祉の向上、それからまた、もちろん当然職

員の身分というものもこれによって脅かしていく  
というようなことではないんだ、大臣、こういう  
ように私ども考えてよろしいか。

○藤枝国務大臣 これは市町村が決定すること  
でございますけれども、たとえば、この基本台帳制  
度をとりました一つは、住民の利便、要するに、  
届け出が一回で済むというような住民の利便をは  
かるための制度でございますから、これが施行さ  
れたからといって、住民の利便が逆にそこなわれ  
るということのないような、おろした指導と申しま  
すか、助言はしてまいりたいと考えております。  
それから、もちろんこうした窓口を一つにする  
意味におきまして、職員の配置転換等は行なわれ  
ると思いますが、これができたからといって、い  
わゆる合理化の名に隠れて人員整理をするとか、  
そういうようなことは行なわれないものと私は考  
えております。

○山口(鶴)委員 終わります。

○龜山委員長 これにて本案に対する質疑は終局  
いたしました。

次会は明十八日午前十時から理事会、午前十時  
半から委員会を開会することとし、本日は、これに  
て散会いたします。

午後七時六分散会